姫路市障害福祉推進計画

障害のある人もない人も、共に、自分らしくいきいきとした 人生を送ることができる社会(共生社会)づくりを目指して

イラスト追加予定

令和3年(2021年)3月 姫路市

【目 次】

第1章	計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2章	姫路市の現状における課題 ・・・・・・・・・・・1(
第3章	計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・21
第4章	重点目標の具体的な取り組み ・・・・・・・・・・・25
第5章	施策体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
<u>1 组</u>	<u>=活支援</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
(1)	相談支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
(2)	日常生活支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・42
(3)	障害福祉サービス提供体制の充実 ・・・・・・・・・・・ 44
(4)	スポーツ・文化芸術活動等の場の充実 ・・・・・・・・・ 45
<u>2</u> É	<u> 1立支援</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
(1)	療育・支援体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・47
(2)	インクルーシブな育成支援体制の構築 ・・・・・・・・・・49
(3)	雇用・就業に向けた支援の充実 ・・・・・・・・・・ 51
(4)	外出支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・ 53
3 玢	<u> 環境整備</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
(1)	暮らしやすいまちづくりの推進 ・・・・・・・・・・ 54
(2)	安全・安心の確保 ・・・・・・・・・・・・・ 57
4 棹	霍利擁護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
(1)	 情報提供の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
(2)	権利擁護の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
第6章	障害福祉計画・障害児福祉計画数値目標等 ・・・・・・・ 63
1	成果目標値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
2	指定障害福祉サービス等に関する目標値 ・・・・・・・・・・73
3	地域生活支援事業に関する目標値 ・・・・・・・・・・・・83
第7章	計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・93
資料	
資料1	計画策定の歩み ・・・・・・・・・・・・・・・・・94
資料 2	?
資料:	

第1章 計画策定の趣旨

イラスト追加予定

◆ 我が国及び世界の動向

我が国では、昭和45年(1970年)に「心身障害者対策基本法」が制定され、その後、昭和56年(1981年)の完全参加と平等をテーマとする「国際障害者年」、昭和58年(1983年)から平成4年(1992年)にかけての「国連障害者の十年」を経て、国内外で障害者問題への関心の高まりがみられ、障害のある人の権利の確立、自立生活支援に向けて様々な取り組みが進められるようになりました。

平成13年(2001年)には、世界保健機関(WHO)において、障害に関する国際的な分類として「国際生活機能分類(ICF)」が採択され、病気や疾病の帰結である人のマイナス部分を障害として表現してきた古い定義を改め、社会的環境と個人的要素が相まったものとして障害を捉え、当たり前の生活をするための環境整備とエンパワーメント*が障害者施策の重点課題として挙げられるようになりました。

一方、我が国では、平成5年(1993年)には、「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法*」に改められ、平成16年(2004年)の「障害者基本法*」改正では、基本的理念として障害を理由とする差別等の禁止を掲げたほか、都道府県及び市町村が障害者計画を策定することが義務化され、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進を図ることとされました。そして、それに加えて、同年には、自閉症*、学習障害*、注意欠陥多動性障害*などの発達障害*のある人への支援について定めた「発達障害者支援法*」が制定され、障害者施策の対象が大きく広がることとなりました。

また、障害福祉サービスについては、社会福祉基礎構造改革の流れを受けて、それまでの措置制度に替わり、平成15年(2003年)に利用契約制度に転換する「支援費制度*」が、さらに平成18年(2006年)には障害の種別を一元化した「障害者自立支援法*」が施行され、新たなサービス体系へと大きく再編されてきました。

平成18年(2006年)には、国連総会において、「すべての障害者によるあらゆる 人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を目 的として、「障害者権利条約*」が採択されました。これに伴い、平成21年(2009 年)に、「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面5年間で、障害者に係る制度 の集中的な改革を行うこととし、平成22年(2010年)6月に、「障害者自立支援法*」を廃止し、「障害者総合福祉法(仮称)」の制定を目指すことを閣議決定しました。

また、平成23年(2011年)には、「障害者基本法*」の一部を改正し、共生社会を 実現するという目的を定め、発達障害*を含めるよう障害者の定義を見直し、差別の 禁止、防災や防犯等に関する新たな規定を盛り込むとともに、「障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(いわゆる「障害者虐待防止法*」)を 制定し、公共団体を含む関係機関に、障害者虐待への対応と防止に関する取り組み の推進を義務付けました。

そして、平成25年(2013年)4月に、「障害者自立支援法*」は、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(いわゆる「障害者総合支援法*」)となり、「障害者基本法*」の基本的な考え方を理念に盛り込むとともに、「制度の谷間」を埋めるべく、難病等を障害の範囲に加えるなど地域社会における共生の実現に向けて、総合的な支援が展開されることとなりました。

また、同年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法*」)が国会において可決・成立し、これにより障害のある人の権利保障と差別撤廃のための主要な法整備が完了し、平成26年(2014年)1月に「障害者権利条約*」が批准され、障害のある人の権利の確立に向けた大きな一歩を踏み出しました。そして、平成28年(2016年)4月には、「障害者差別解消法*」が施行され、全国的に障害者の権利保護の取り組みが進められています。

平成29年(2017年)3月には、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン*」が作成され、障害のある人の自己決定を尊重し、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援していくことが示されました。

◆ 障害のある人を取り巻く環境の変化

近年、障害のある人の数は増加しています。加えて、高齢化や障害の重度化、重複化も進んでおり、将来の暮らしへの不安が高まっています。その対応については福祉人材の確保が重要であります。

また、発達障害*や高次脳機能障害*など、障害種別も多様化しており、さらに、地域や社会の理解が十分でないため、適切な対応が遅れることによって、例えば発達段階における不登校、引きこもり、いじめや非行につながるなどの問題が起こっていま

す。

障害のある人の家族についても高齢化が進んでおり、また、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴って、家庭における介助、支援機能が低下するなど、障害のある人を取り巻く環境は、大きく変化してきています。

◆ 障害のある人の福祉ニーズ*の多様化

ノーマライゼーション*の理念の浸透とあわせて、障害があってもごく当たり前にノーマルな生活を享受するとともに、生活の質(QOL)の向上を目指すという考え方が広がり、自己実現や社会参加の重要性が認識されるようになっています。

このように、障害のある人の福祉ニーズ*は、今後ますます多様化するとみられることから、個々の障害特性やニーズ*に即した総合的な支援策が必要となっています。

とりわけ、障害のある人が自己実現、社会参加を果たそうとする場合に、社会の仕組みそのものがその願いを妨げるバリアとなっていることが指摘されています。このため、行政においては、そのような阻害要因の改善、解消に向け、様々な福祉サービスの充実を含め、都市基盤の整備に向けた取り組みが求められており、住民相互の理解の促進や障害のある人の権利の擁護も重要です。

さらに、障害のある人の経済的自立と社会参加を図るためには、いわゆる福祉的就 労*の質的な改善とともに、福祉的就労*から継続的雇用(一般雇用)に向けた移行支 援、一般雇用を促進するための企業、行政の努力とともに、障害のある人が働きやす い地域基盤の整備などが必要となります。

こうした福祉ニーズ*の多様化に適切に対応していくためには、行政サービスの充実だけでは足りず、社会全体で取り組むという姿勢が必要です。このためには、公共施設等のバリアフリー化といった「まち」づくりに加え、ユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れ、「ひと」、「もの」、「情報」、「社会参加」の各分野において、誰もが相互に支え合い、安心して暮らし、持てる力を発揮して元気に活動できる社会づくりを目指すことが求められています。

◆ 様々な施策の効果的な運営の必要性

従来、障害のある人の施設は、身体、知的、精神といった障害の種類や年齢要件に加え、障害の程度別などに細分化されて設置、運営されてきました。また、在宅サービスについても同様に、障害の種類ごとに展開されてきました。

しかしながら、主として機能障害に着目し、高度、専門的にサービスを提供すると

いう従来の考え方だけでなく、機能障害に起因する活動の制限を補完し、社会参加を 制約している物理的、心理的な環境条件を整えることも重要です。このためには、障 害種別のみにとらわれることなく、個人の特性、可能性に着目し、それぞれの人に何 が必要なのか、どのような支援が求められているのかについて考え、サービスのあり 方を捉え直すことも必要となっています。

また、大幅な税収の伸びが見込めない中で、増大する福祉ニーズ*に対応していく ためには、様々な施策の連携調整を図り、これを一人ひとりの福祉ニーズ*に即して 最も効果的に提供していくことを基本的な視点とすることが求められています。

◆ 共生社会に向けた地域での総合的な支援の必要性

障害のある人が地域で当たり前の生活を送るためには、福祉サービスの充実だけでは十分ではなく、地域生活において、障害のある人を虐待や差別から守り、合理的配慮が行われることによって、障害のある人の権利擁護を推進していくことが必要です。また、多様なニーズ*に対応するためには、行政サービスのみでは不十分であり、障害のある人及びその団体などのセルフヘルプ活動*やピアカウンセリング*活動を充実させ、地域コミュニティの連携強化を図るなど、エンパワーメント*を向上させるための取り組みがより一層求められています。

そのためには、行政と当事者及びその地域の社会資源を構成する団体が、お互いの立場を理解し、各々の特性を生かしつつ、役割を的確に果たすことで、地域における総合的な支援体制を確立していくことが重要となってきます。

◆ 姫路市の動向

姫路市では、「障害者基本法*」に基づく市町村障害者計画として、平成10年(1998年)に第1期の「姫路市障害者福祉計画」を、また、平成17年(2005年)に第2期の計画を策定し、"障害のある人もない人も、共に、充実していきいきとした人生を送ることができる社会(共生社会)づくり"を目指して、計画に基づく取り組みを進めてきました。

平成19年(2007年)に、「障害者自立支援法*」に基づく市町村障害福祉計画として、第1期の「姫路市障害福祉計画」を、また、平成21年(2009年)には、第2期の計画を策定し、"障害のある人の自立を支援し、安心して暮らせる地域社会の実現"を目指し、計画的に障害福祉サービスの提供を図るとともに、あわせて、「姫路市障害者福祉計画」についても必要な見直しを行いました。

平成24年(2012年)には、これまで別々に策定していた「姫路市障害者福祉計画」と「姫路市障害福祉計画」を一体的に策定することとし、第3期「姫路市障害者福祉計画及び姫路市障害福祉計画」を策定しました。

同様に、平成26年(2014年)においても、第3期「姫路市障害者福祉計画及び姫路市障害福祉計画」の期間満了を受けて見直しを行い、第4期「姫路市障害者福祉計画及び姫路市障害福祉計画」を策定しました。

また、近年の手話普及促進を望む声の高まりを受けて、「手話が言語である」との認識に基づき、手話に対する理解を広げ、相互に地域で支え合い、安心して暮らすことのできるまちを目指し、平成29年(2017年)4月に「姫路市手話言語条例*」が施行されました。

平成29年度(2017年)には、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」をさらに一体的に策定するにあたり、計画名を「姫路市障害福祉推進計画」に改めました。

根拠法令と計画名

本計画は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定することとします。

他計画との関係

◆ 総合計画

本計画は姫路市総合計画*のうち障害児・者福祉領域におけるものです。

◆ 福祉・保健計画

姫路市地域福祉計画*、姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画 *、姫路市子ども・子育て支援事業計画*、ひめじ健康プラン*(姫路市保健計画)などと相互に連携を図り、他計画で一貫して推進すべきあるいは横断的に推進すべき施策を除いて、障害のある人に関するより専門的、個別的な領域を受け持つものです。

◆ 教育計画

姫路市教育振興基本計画*と相互に連携して、障害のある児童生徒に関する専門的・個別的な領域を受け持つものです。

令和3年度(2021年度) ~ 令和5年度(2023年度)

令和5年度(2023年度)に次期計画の策定を行います。なお、障害者制度改革等により社会情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。

図 本計画に関係する各計画及び総合計画の計画期間

障害福祉推進計画	令和3年度~令和5年度
地域福祉計画	令和3年度~令和8年度
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	令和3年度~令和5年度
子ども・子育て支援事業計画	令和2年度~令和6年度
健康プラン (保健計画)	平成 25 年度~令和 4 年度
教育振興基本計画	令和2年度~令和6年度

4

計画の策定経過

姫路市障害者等実態意向調査、姫路市障害福祉サービス事業所等実態意向調査

令和元年度(2019年度)に、市内の障害のある人等3,950人を対象に「姫路市障害者等実態意向調査」を、市内の障害福祉サービス事業所等300箇所を対象に「姫路市障害福祉サービス事業所等実態意向調査」を実施し、その結果を本計画に反映させています。

障害福祉推進計画ワーキング部会*

令和2年度(2020年度)に、姫路市地域自立支援協議会*の専門部会として、各機関連携のもと、計画策定にあたり、障害者施策の課題について分析しました。

姫路市障害福祉推進計画策定会議

令和2年度(2020年度)に、学識経験者、市議会議員、障害者団体の代表者、医療や福祉の関係者、公募市民等で構成する「姫路市障害福祉推進計画策定会議」において計画内容の検討を行いました。

パブリック・コメント手続*

令和2年(2020年)12月から翌年1月にかけて、計画の中間取りまとめ(案)を 公表し、市民意見を聴取するパブリック・コメント手続*を実施し、寄せられたご意 見等を計画に反映させました。

第2章 姫路市の現状における課題

イラスト追加予定

姫路市の現状と将来予測

◆ 人口の推移と推計

- ・本市の人口は、令和2年3月末時点で、534,648人となっており、年々、減少傾向にあります。
- ・生産年齢人口(15歳~64歳)及び年少人口(~14歳)も同様に減少しており、今後もこの傾向は続くものとして推計しています。

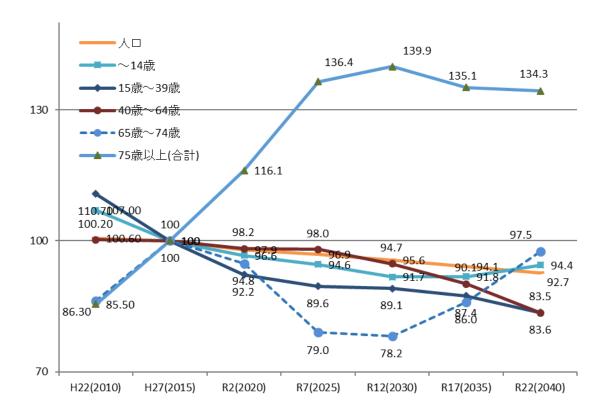
図 人口の推移と推計



※人口推計にあたり、本計画では、新たな総合計画(2021年3月策定)で目標として定める人口「目指す2030年の定住人口51.8万人」を基礎としています。

◆ 人口の推移と推計【増減率】

図 人口の推移と推計【増減率】(2015=100)



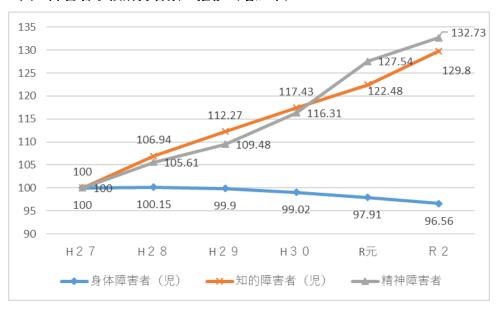
◆ 障害のある人の数

障害者手帳を所持している人の数は精神障害と知的障害で顕著な増加が見られます。また、身体障害については、平成 28 年度をピークに減少に転じておりますが、 手帳所持者数全体では増加を続けております。

図 障害者手帳所持者数の推移



図 障害者手帳所持者数の推移(増加率)



※ H27年度(2015年度)の手帳所持者数を100とする。各年度4月1日時点

◆ 障害福祉費 (障害福祉課所管) の決算額の推移

障害福祉費(障害福祉課所管)の決算額は毎年大幅な増加が見られ、今後も増加が 見込まれます。平成22年度(2010年度)の約66億円と比べ、令和元年度(2019年度)では120億円超となっています。増加の主な要因としては、障害福祉サービス等 に係る費用の増加等が挙げられます。

図 障害福祉費の決算額の推移

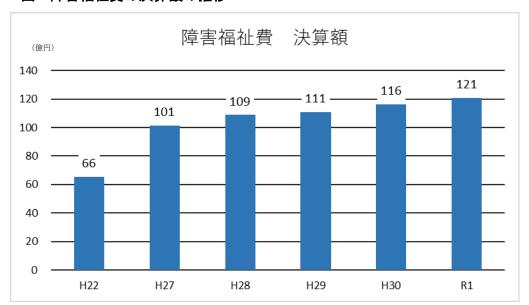
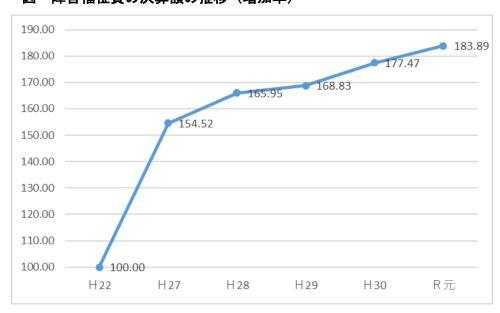


図 障害福祉費の決算額の推移(増加率)



※ H22 (2010年度) の決算額を100とする。

◆ 障害福祉サービス等を利用している人(受給者証発行者数)の数及び障害福祉サービス事業所等の数(令和2年10月1日時点)

サービス区分	サービス種類	利用者数	市内の 事業所数
	居宅介護	693 人	88 箇所
在宅生活を支援	重度訪問介護	55 人	88 箇所
するサービス	重度障害者等包括支援	0人	0 箇所
	短期入所	922 人	15 箇所
以山大士博士で	同行援護	145 人	24 箇所
外出を支援する サービス	行動援護	29 人	8 箇所
y-LX	移動支援	983 人	48 箇所
	生活介護	1,290人	59 箇所
昼間の生活を支援	療養介護	95 人	1箇所
するサービス	地域活動支援センター*	297 人	6 箇所
	訪問入浴サービス	23 人	4 箇所
	就労移行支援	95 人	10 箇所
	就労継続支援(A型)	226 人	13 箇所
=11/± 0.4 14 0	就労継続支援 (B型)	1,112人	65 箇所
訓練のための サービス	就労定着支援	49 人	7箇所
)—LX	自立訓練(機能訓練)	12 人	0 箇所
	自立訓練(生活訓練)	21 人	3 箇所
	宿泊型自立訓練	2 人	1箇所
	共同生活援助	303 人	59 箇所
住まいの場として	施設入所支援	589 人	9 箇所
のサービス	自立生活援助	0人	0 箇所
	福祉ホーム	21 人	1箇所
七歩士ゼル即士フ	計画相談支援	3,370 人	41 箇所
相談支援に関する サービス	地域相談支援(地域定着支援・地域移行支援)	8人	13 箇所
,-LA	障害児相談支援	1,332 人	29 箇所
	児童発達支援	266 人	23 箇所
児童福祉に関する	放課後等デイサービス	1,101人	52 箇所
サービス	保育所等訪問支援	149 人	10 箇所
	居宅訪問型児童発達支援	3 人	4 箇所

サービス区分	サービス種類	利用者数	市内の 事業所数
意思疎通に関する サービス	意思疎通支援	217 人	1 箇所
預かり支援のため	日中短期入所	765 人	7 箇所
のサービス	タイムケア	297 人	7 箇所

2

姫路市の障害福祉における課題の整理

本計画の策定にあたり、「姫路市障害者等実態意向調査」、「姫路市障害福祉サービス事業所等実態意向調査」における障害のある人及び障害福祉サービス事業所等の意向、姫路市地域自立支援協議会*・計画策定会議にて出された意見、障害福祉サービス事業所等の見込量における「障害福祉サービス等の充足状況」等をもとに、姫路市の障害福祉における課題を整理しました。

1 姫路市障害者等実態意向調査等の結果

(1) 姫路市障害者等実態意向調査

【障害者】

- ・主な介助者は「父母」が最も多く、年齢については「81歳以上」が最も多くなっています。
- ・日常生活の中での悩みや心配事について、「病気のこと」が最も多く、次いで「生活費のこと」、「主な介助者がいなくなった場合の生活のこと」が多くなっています。
- ・障害者差別解消法を知っているかについて、「聞いたことがない」が最も多くなっています。
- ・働く上での不安や不満があるかについて、「収入が少ない」が最も多くなっており、また、働く上で何が必要かについては、「自分にあった仕事であること」が最も多くなっています。
- ・福祉サービスや制度の情報をどこから得ているかについては、「相談支援事業所 の相談員」が最も多くなっています。
- ・今後充実してほしい支援については、「身近な地域での障害に関する相談ができるところの充実」が最も多くなっています。

【障害児】

- ・主な介助者は「父母」が最も多く、介助者の性別については「女性」が91.6%となっています。母親がほとんどの介助をしていることが分かりました。
- ・現在、どのようなことに悩みや不安を感じているかについては、「子どもの将来 のこと」が最も多く、次いで「言葉、身体など子どもの発達のこと」、「子ども同 士の人間関係」が続きます。
- ・子どものこれからの生活に関して、どのような不安を感じているかについては、 「就職、進学のこと」が最も多くなっています。
- ・保護者が福祉サービスや制度について、どのようなところから情報を得ていますかについて、「友人、知人」が最も多く、次いで「相談支援事業所の相談員」となっています。
- ・相談、療育、教育に関して、今後充実してほしいと思う支援について、「障害への 知識と理解のある教育の充実」が最も多く、次いで「障害について専門的な相談 ができるところの充実」が多くなっています。また、日常生活に関して、今後充 実してほしいと思う支援について、「障害に対する理解の促進や啓発」が最も多 くなっています。

(2) 姫路市障害福祉サービス事業所等実態意向調査

- ・従業員の年齢構成について、「50歳代」が最も多く、従業員の高齢化が進んでいることが分かりました。
- ・新規開設の予定は、多い順に「共同生活援助 (グループホーム)」、「就労継続支援 (B型)」「放課後等デイサービス」となっています。

2 姫路市地域自立支援協議会*における意見

- ・就労アセスメントを通じて、本人の意欲や自己理解を高めていくことが就労を目指 す上では重要になってくる。
- ・相談の窓口が一番の課題である。相談支援体制の構造より相談の窓口を機能させる ことが大事である。
- ・移動支援について、規制が厳しく使い勝手がよくない。社会参画や外出機会を増やすという観点から、幅広い活用ができる方法について、考えてほしい。
- ・同行援護事業について、支給時間の上限について、個人のニーズに合わせて支給時間を増やしてほしい。
- ・虐待について、現在では、障害・高齢者・児童分野、それぞれ対象者を区切って対 応していると思うが、権利擁護の面から考えると、全体的な運用が必要ではないか。
- ・医療との連携について、先天的な障害を持っている人はかかりつけ医がいるので、 新たな連携先を模索するのではなくかかりつけ医との関係を深めていくことが重

要である。

- ・発達障害のある児童について、ひとりひとりの困りごとの支援をしていく必要がある。
- ・相談支援専門員について、研修体系が変わり、職場を1週間以上離れないと資格が 取れないことが、相談支援専門員が増加しにくい要因ではないか。また、相談支援 事業所は、全国的にみても独立採算が目指しにくい。

3 計画策定会議における意見

- ・重度精神障害者は、多くがひきこもり状態で、継続して支援する施策がない。
- ・市役所で相談しても解決できない問題について、集計し、「見える化」することは できないか。
- ・視覚障害者の同行援護事業の支給量の制限が非常に厳しく、上限を撤廃してほしい。
- ・障害者自身に対するサポートは非常に充実しているが、介護者である家族に対する サポートについて、より充実してほしい。
- ・介護者である家族の生活に関するアンケートをとることを検討してはどうか。
- ・障害当事者の意見を聞くことで、結果的には家族の負担軽減につながるのではないか。
- ・障害者差別解消法が制定されて4年になるが、市としての具体的な取組みが反映されない。
- ・精神障害者に対する偏見など、障害者に対する差別意識が払拭されていないといったことの解決に向けた検討が必要。
- ・計画の内容が膨大かつ焦点が見えないので、重点課題をもう少し明確にすることが 大切である。
- ・精神科病院の長期入院患者をどうしたら地域生活へ移行できるのかが大きな課題 である。市から病院や医療関係に働きかけて推進してほしい。
- ・成年後見制度活用促進について、成年後見支援センターが活動し、市民にも制度が 浸透してきたが、更なる推進が必要である。
- 介護者である家族の負担軽減のための施策を検討してほしい。
- ・グループホームについて、事業所が増加し利用が増えているが、利用する側の気持 ちにバリアがある。
- ・親亡き後の施策、障害を持つ方が1人になってからもしっかりと生活できるような 施策があれば、介護者も安心して年を重ねることができる。
- ・障害の程度が重度の方も暮らすことができるグループホームがあれば良い。
- ・計画の中に虐待防止の項目や観点を入れてもらえたら良い。
- ・支給決定基準について、全面的な見直しが必要ではないのか。
- ・新型コロナウイルスに関する事項についても計画に反映されても良いのではない か。

- ・ひきこもりの人が障害福祉サービスを受けることができる施策があると良い。
- 介護者である保護者の就労を支援する施策があれば良い。

4 障害福祉サービス等の充足状況

- ・利用者より、緊急時における一時預かりの要望が多く寄せられており、「短期入所」 の必要性が高いことが伺えます。
- ・放課後等デイサービス等の児童系サービスについては、年々利用者が増加しており 今後も事業所数・利用者数とも増加傾向にあります。
- ・グループホームは、グループホーム新規開設サポート事業の補助を受けて事業所数 が伸び、利用者も堅調な増加が確認されています。
- ・地域移行支援や地域定着支援の利用は、低調となっています。
- ・相談支援事業所の数が停滞状態であり、増加する利用者に対して適切に対応することが難しい状況になっております。

5 姫路市の障害福祉における課題

 $1 \sim 4$ に挙げられた項目を分析し、姫路市の障害福祉における課題を大きく5 つに整理しました。

(1) 相談支援体制の充実

障害のある人を支援するにあたり、障害福祉分野において支援に携わる者と教育・保健・医療などの福祉分野以外も含めた機関との連携が課題となっており、特に相談支援サービスにおいては、相談支援に携わる者が、それら多分野にわたる関係機関と支援の方向性を協議し、確認できる体制の充実を図る必要があります。

また、相談支援専門員の数が不足しており、増加する利用者に対応できない状態であるため、相談支援専門員の増加を支援する方策を進める必要があります。

(2) 児童分野における支援の充実

障害のある児童のニーズ*は多様化しており、一人ひとりに合ったきめ細やかな 対応が求められています。このため、障害福祉分野の関係機関と保育所・学校等が 連携し、適切な支援の提供に努めるとともに、共生社会の実現へ向けて、可能な限 りにおいて障害の有無によって分け隔てられることなく共に教育を受けられるよ うに、支援体制の整備を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルスの影響で、放課後等デイサービスや児童発達支援等の 障害児通所支援事業について、学校等との連携がより一層重要であるため、学校と 障害福祉サービス事業所の顔の見える関係を構築する取り組みが求められます。

(3) 就労支援体制の充実

福祉施設から一般就労した者の数が伸び悩んでおり、また、一般就労した者が離職し、再び福祉施設を利用する状況も確認されていることから、就労定着支援事業の利用促進を進める必要があります。

また、障害のある人が自分の希望に沿い、その知識や能力に合った企業や事業所で働き続けることが重要であることから、就労アセスメントを通じて適切な福祉サービスを利用できる支援が必要です。

(4) 地域生活を送るための支援の充実

障害のある人が入所施設・病院等から地域生活へ移行することを促進するため、 障害者の重度化・高齢化に対応できる日中支援型グループホーム(共同生活援助) の整備が求められています。

介護者である家族の負担軽減の観点から、短期入所事業所の増加が求められます。 また、障害福祉サービスに携わる人材の確保に向けて、必要な資格や能力を持っ ている人や熱意のある人などが、自分の資格等を活かせる職場の情報を入手できる よう、また、障害福祉サービス事業所等が必要とする人材の情報を入手できるよう、 情報提供・情報取得のシステムの充実が必要と考えられます。

(5) 障害のある人の権利擁護の推進

障害に対する理解不足により障害者差別が生じる場合があるため、個別の障害特性など障害についての知識や理解を深めるための啓発活動を進めるとともに、「障害による差別的取扱いの禁止」、「障害者の要請に対する合理的配慮の提供」など障害者差別解消法*の趣旨について継続的な広報周知の取組を進める必要があります。

また、障害のある人の虐待を防止するため、市をはじめとする官公署と相談支援 事業所など関係者すべてが虐待防止に関する高い意識を持ち、連携して早期発見に 取り組むとともに、養護者の死亡等により障害のある人が不利益を被ることを防止 するため、成年後見制度*の更なる周知を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

イラスト追加予定

1

計画の基本理念

本計画の基本理念は、第5期姫路市障害福祉推進計画の理念を引き継ぎ、「障害のある人もない人も、共に、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる社会(共生社会)づくり」とし、障害福祉行政の一層の推進を図ることとします。

2

計画の基本方針

「1 計画の基本理念」を踏まえ、本計画の基本方針を定め、計画の方向性を示します。

(1) 充実した日常生活の実現

身近な地域における相談支援体制の確立、健康を守り、<u>社会的障壁を軽減する</u>ための生活基盤の確保、スポーツ・文化活動等の場の充実など、障害のある人の充実した日常生活を支える支援体制の構築を目指します。

(2) 社会的自立、社会参加の促進

乳幼児期から成人期までの一貫した<u>支援体制</u>の充実やインクルージョン*の視点を踏まえた育成支援体制の構築、雇用・就業支援等の充実、積極的な外出を支援する施策の実施など、障害のある人の社会的自立・社会参加の促進に向けた支援の充実を目指します。

(3) 安全安心のまちづくりの推進

<u>住まいや道路など暮らしやすい生活環境の整備、防災体制の整備を推進し、障害</u> のある人が安全で安心して生きていくことができるまちづくりを目指します。

(4) 自己決定の尊重及び意思決定の支援

情報提供・情報アクセシビリティ*の充実に向けた取り組み、自己決定の尊重及 び意思決定の支援を行うための権利擁護などを推進し、障害のある人が自分で選択 することができる社会を目指します。

3

計画の重点目標

本計画を策定し、障害者福祉に関する施策を推進するにあたり、「姫路市の障害福祉における課題の整理」において、大きく5つに整理した課題への対応を計画の重点目標とします。また、各重点目標について、それぞれ重点施策を設定します。

重点目標(1)

相談支援体制の充実

障害のある人が身近な地域で気軽に相談できる窓口の充実を図るとともに、各関係機関が連携した相談支援体制の確立を目指します。

重点目標②

障害のある児童への支援の充実

障害のある児童の健やかな育成のため、地域や家庭を中心とした生活が送れるよう、 支援の充実を目指します。

重点目標③

就労支援体制の充実

障害のある人の社会的自立に向けて、一般就労及び職場定着の向上を目指します。

重点目標4

地域生活を送るための支援の充実

障害のある人が地域生活を営む上で必要な生活基盤の確保、支援の充実を目指します。

重点目標5

障害のある人の権利擁護の推進

障害のある人が地域生活等を送るために、自己決定の尊重及び意思決定の支援に取り 組み、権利擁護の推進を目指します。

重点目標	重点施策
① 相談支援体制の充実	◇ 相談支援体制の更なる推進
② <u>障害のある児童</u> への 支援の充実	◇ 保育・教育現場における<u>支援体制</u>の充実◇ <u>インクルーシブ*教育システムの構築</u>
③ 就労支援体制の充実	◇ 一般就労への移行及び職場定着の推進
④ 地域生活を送るため の支援の充実	◇ 地域生活を支援するための環境整備
⑤ 障害のある人の権利 擁護の推進	◇ 障害に対する理解促進・差別解消

第4章 重点目標の具体的な取り組み

イラスト追加予定

重点目標①

相談支援体制の充実

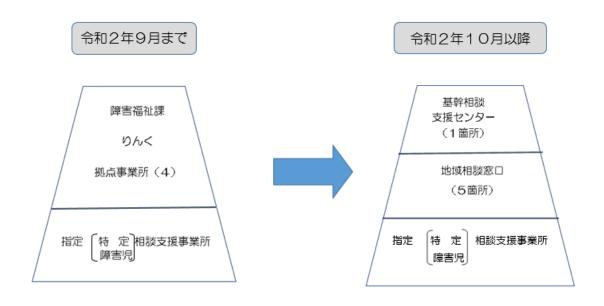
■現状

令和2年10月より、「基幹相談支援センター」及び地域の身近な相談窓口である「地域相談窓口『ひめりんく』」を設置しております。

「基幹相談支援センター」は、総合福祉会館内に設置し、相談支援事業所への専門的な指導助言、人材育成、地域の体制整備に係るコーディネートを実施します。「地域相談窓口」は、市内を5ブロックに分割し、市民にとって身近で相談しやすい相談窓口として運用を開始しました。相談支援体制の役割を明確化することで、相談支援体制の充実に努めております。

その他、市と協力して活動を行う相談員事業として、身体障害者相談員・知的障害 者相談員・精神障害者相談員が障害のある人等の相談・支援等を行っています。

図 令和2年10月からの相談支援体制イメージ



福祉サービス利用者数が年々増加しているため、相談支援専門員が不足し、福祉サービスの提供に当たって十分なコーディネートを行うことが困難となっている現状があります。

■ 課題

令和2年(2020年)1月に行った姫路市障害者等実態意向調査において、今後充実を望む支援として、「身近な地域での障害に関する相談ができるところの充実」が最も多くあがっており、今後も地域相談窓口の数を増やす必要があります。

また、相談支援専門員の数が不足し、サービスの提供に当たって十分なコーディネートを行うことが困難となっているため、相談支援専門員が増えない要因を研究し、相談支援専門員の増加を支援する方策を進める必要があります。

重点施策	重点施策の内容
相談支援体制の更なる推進	 ・「基幹相談支援センター」及び地域の身近な相談窓口である「地域相談窓口」について、連携を強化し、相談支援体制の更なる推進を図ります。 ・基幹相談支援センターが相談支援事業所に対して、専門的な指導・助言、研修等を実施することで相談支援専門員の質の向上を図ります。 ・サービス利用者の増加に対応するため、相談支援従事者初任者研修の研修費を助成し、相談支援専門員の増加を図ります。 ・民生委員・児童委員等の協力を得て、身近な地域における相談支援体制の充実を図ります。 ・地域相談窓口を増やす取組について、検討していきます。

目標指標①・・・相談支援従事者初任者研修の助成件数(件)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(見込)			
8件	10 件	12 件	14 件

目標指標②・・・地域相談窓口の設置数(箇所)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(見込)			
5箇所	5箇所	5箇所	6 箇所

障害のある児童への支援の充実

■ 現状

本市では、「総合福祉通園センター・ルネス花北」が発達支援体制の中心的役割を果たしており、乳幼児期から成人期までの一貫した療育体制を推進するとともに障害児等療育支援事業や児童発達支援センターの充実を図っております。

また、発達障害に関する専門医療機関である「発達医療センター花北診療所」を中心に、診療・リハビリテーション・発達に関する相談などの総合的な支援を推進しており、他都市と比較して社会資源が充実しております。

学校園においては、発達障害をはじめとする特別な支援を要する幼児児童生徒等の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行っております。

また、安心して学べる環境を確保するため、特別支援推進事業を実施するとともに、必要に応じて支援員を配置しております。さらに、専門的な知識や対応が求められるケースの場合は、専門家の派遣や関係機関との連携、通級による指導教室の活用等も含めた個に応じた指導の充実を図っております。

姫路市では、これまでも姫路市地域自立支援協議会*の「こども部会」において、 障害福祉分野と教育・医療等の関係分野との連携のあり方について検討を行ってき たところですが、一層の包括的な支援体制の充実を望む意見が多くありました。

■ 課題

障害のある児童のニーズ*は多様化しており、一人一人に合ったきめ細かな対応が 求められています。このため、サービス事業所と保育所・学校等が連携し、適切な支 援の提供に努める必要があります。

また、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図ることを目的に、合理的配慮を行い、基礎的環境整備について検討を進めることが重要です。

重点施策	重点施策の内容
保育・教育現場における支援体制の充実	・地域自立支援協議会の専門部会において、児童系サービス事業所と学校園の関係づくりを支援していきます。 ・サービス事業所と学校園が双方の役割を理解し、保育・教育と福祉の交流を図ることで、学校園内で支援を実施する保育所等訪問支援事業の利用を促します。また、事業所と学校園の関係性が向上し、連携しながら支援を行うことで、支援の充実を図ります。
インクルーシブ*教育シ ステムの構築	 ・障害の有無に関わらず、共に教育を受けられるよう、各校特別支援教育コーディネーターを中心とした教育支援体制を充実させ、基礎的環境整備や合理的配慮の提供に努めます。 ・通級による指導や交流及び共同学習、居住地校交流を計画的・組織的に継続して行い、充実させることで、個別の教育的ニーズのある児童生徒の自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な体制整備に努めます。

目標指標①・・・サービス事業所と学校関係者の交流・協議の場の開催(件)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(見込)			
1 件	2件	2件	2件

目標指標②・・・保育所等訪問支援事業の利用者数(人/月)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(見込)			
84 人/月	101 人/月	121 人/月	145 人/月

重点目標③

就労支援体制の充実

■ 現状

国は、基本方針において、福祉施設から一般就労への移行者数を増加させていくこと、一般就労後の定着も重要であることから就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することなどを成果目標に設定しております。

また、障害者の法定雇用率について、令和3年(2021年)3月1日より更に0.1% 引き上げられることになっており、障害のある人の一般就労を推進する方向が示されています。

姫路市において、就労移行支援事業所など福祉施設から一般就労へ移行した人の数は近年伸び悩んでおり、就労継続支援の利用者のうち一般就労へ移行した人の数は就労継続支援A型・B型ともにごくわずかとなっております。

姫路市障害者実態意向調査では、障害のある人が働くために必要なこととして、「自分にあった仕事であること」の割合が最も多く、次いで「通勤が自分でできること」、「就業時間や日数が適切であること」となっており、職場において障害に対する適切な理解が得られることを求める意見が多数ありました。

■ 課題

雇用の確保に向けた取り組みを継続するとともに、一般就労した障害のある人が就 労先で働き続けられるよう、企業と障害のある人との関係調整を行うなど職場定着の ための支援の強化が求められています。

また、福祉就労から一般就労への移行数については、伸びておらず、反対に一般就 労から福祉的就労に移る方も確認されております。一般就労者数を増加させる取組を 推進するとともに、一般就労が難しい障害者については、就労アセスメント等を通じ て、その人の意向・状況に合った企業・事業所に通い続けられることが重要です。

重点施策	重点施策の内容
一般就労への移行及び職場定着の推進	・「職業自立センターひめじ*」を中心に、就労系サービス事業所、公共職業安定所等の関係機関が連携を図り、就労の場の確保と安定雇用に向け、就労開始から職場定着まで一貫した就労支援を行います。 ・福祉的就労*から一般就労への移行を促進するための取組を行い、一般就労者数の増加を図るとともに、一般就労した人が安心して働き続けられるよう、就労に伴う課題に対応する支援を充実させ、職場定着率の向上を図ります。 ・利用者の意向・状況に合った事業所に通い続けられることが重要であることから、就労アセスメント等を通じて適切なサービス利用を支援します。

目標指標①・・・福祉施設から一般就労への移行者数(人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(見込)			
62 人	66 人	70 人	75 人

目標指標②・・・就労定着支援事業の利用者数(人/月)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(見込)			
44 人/月	47 人/月	49 人/月	53 人/月

重点目標④

地域生活を送るための支援の充実

■ 現状

国は、基本方針において、引き続き入所施設等から地域生活への移行に対する成果目標を掲げ、障害のある人の入所施設・病院等から地域生活への移行を促進することとしております。

また、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害のある人の 生活を地域全体で支えるサービス提供体制の確保を図るため、日中サービス支援型グループホームの整備促進が必要としています。

姫路市障害者等実態意向調査によれば、主な介助者のうち、年齢が 81 歳以上の人 が最も多く、介助者の高齢化が進んでいることが分かります。

また、障害福祉サービス事業所においても、従業員の年齢構成について、50歳以上が最も多いことから、人材不足により十分なサービスの提供ができないことや、支援に従事する人にかかる負担が今後増大していくことが予想されます。

■ 課題

障害のある人が入所施設・病院等から地域生活へ移行することを促進するため、障害福祉・保健・医療に関する関係機関の更なる連携強化が求められています。

グループホームについては、グループホーム新規開設サポート事業の活用により事業所数は増えているものの、ニーズは依然として高いことから、今後も整備が必要と考えられます。特に障害の程度が重度である人を対象とした日中サービス支援型グループホームの整備が急がれます。

また、サービス事業所の人材不足の問題や、介護者である家族の負担軽減に関する 支援(レスパイトケア)については、具体的な施策を検討する必要があります。

重点施策	重点施策の内容	
地域生活を支援するための環境整備	 ・市は、初期資本が少ない事業所でもグループホームを開設できるよう助成制度を積極的に運用して新規開設を支援します。特に日中サービス支援型グループホームの整備については、今後事業者が事業を開始できるよう、情報の提供や周知を図ります。 ・障害福祉サービス事業所の人材不足に対する支援を検討するとともに、介護者である家族の負担軽減に関する支援(レスパイトケア)については、課題を分析し、具体的な施策を検討していきます。 ・地域における体験の場の確保、地域の体制づくりの強化等の他、地域の実情に合わせた地域生活支援拠点の機能の充実を図ります。 	

目標指標①・・・日中サービス支援型グループホーム(共同生活援助)の事業所数 (箇所)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(見込)			
0箇所	1箇所	2箇所	3 箇所

目標指標②・・・施設入所者の地域生活への移行者数(人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(見込)			
0人	12 人	12 人	12 人

障害のある人の権利擁護の推進

■ 現状

平成29年(2017年)1月に、市職員一人ひとりが障害者差別解消に率先して取り組めるよう「障害者差別解消の推進に関する姫路市職員対応ガイドライン*」を策定し、同年4月には、手話を言語として使用する聴覚障害のある人の権利擁護を図るため、「姫路市手話言語条例*」を施行しました。

本市では、障害のある人の権利擁護に向けた取組を推進しており、「障害者週間* 事業」をはじめ、啓発用品の作成・配布、各種のイベントや講座、教室等を開催する など、障害に関する意識や理解の向上を図っております。

虐待対応の窓口である「姫路市障害者虐待防止センター*」において、相談支援事業者等と連携しながら虐待事案の早期発見・早期対応に取り組むとともに、判断能力が十分ではない障害のある人の権利擁護を図るため、「姫路市成年後見支援センター*」を設置して成年後見人の選任を支援しています。

■ 課題

平成 28 年に障害者差別解消法が施行されましたが、姫路市障害者等実態意向調査によれば、「障害者差別解消法を聞いたことがあるか」の問いに、「聞いたことがない」の割合が 48.4%と、障害当事者でさえも依然として認知度が低い状況であり、今後も機会があるごとに周知・啓発する必要があります。

障害に対する理解不足により障害者差別が生じる場合があるため、個別の障害特性など障害についての知識や理解を深めるための啓発活動を進めるとともに、「障害による差別的取扱いの禁止」、「障害者の要請に対する合理的配慮の提供」など障害者差別解消法*の趣旨について継続的な広報により、周知を図る必要があります。

また、障害のある人の虐待を防止するため、市をはじめとする官公署と相談支援事業所など関係者すべてが虐待防止に関する高い意識を持ち、連携して早期発見に取り組むとともに、養護者の死亡等により障害のある人が不利益を被ることを防止するため、成年後見制度*の更なる周知を図る必要があります。

重点施策	重点施策の内容
障害に対する理解促進・ 差別解消	・障害に関する意識や理解の向上を図るため、「障害者週間*事業」をはじめ、啓発用品の作成・配布、各種イベントやこども手話教室等を開催することで、障害に関する意識や理解の向上を図ります。 ・「障害者差別解消の推進に関する姫路市職員対応ガイドライン*」を活用し、障害種別ごとの対応方法を学ぶことで、差別の解消に努めます。 ・「障害者差別解消法*」の趣旨に基づき、姫路地域自立支援協議会*等における情報交換、相談等の体制づくりに努めます。

目標指標①・・・こども手話教室の参加者数(人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(見込)			
88 人	95 人	100 人	105 人

目標指標②・・・障害者週間事業講演会への参加者数(人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催中止	200 人	200 人	200 人

第5章 施策体系

イラスト追加予定



【基本理念】

"障害のある人もない人も、共に、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる 社会(共生社会)づくり"

(★) …重点施策

生活支援

(1) 相談支援の充実

- ◆ 相談支援体制の更なる推進(★)
- ◇ 精神障害のある人への相談支援の提供
- ◇ ピアカウンセリング*情報の提供
- ◇ 福祉総合相談
- ◆ 関係機関の連携強化

(2) 日常生活支援の充実

- ◇ 医療的ケア*が必要な人への支援
- ◇ 補装具・日常生活用具等の給付
- ◆ 各種手当等の支給による経済的負担の軽減
- ◇ 地域活動支援センター事業の充実

(3) 障害福祉サービス提供体制の充実

- ◇ 事業所指導等及びサービス従事者研修等の充実
- ◇ 総合福祉通園センターの成人施設の充実
- ♦ 共生型サービスの周知・検討

(4) スポーツ・文化芸術活動等の場の充実

- ◇ 健康の増進や活動意欲の高揚
- ♦ 様々な活動への参加促進
- ◇ 団体・施設等の活動の支援

2 自立支援

- (1) 療育・支援体制の充実
 - ◇ 保育・教育現場における支援体制の充実 (★)
 - ◇ 児童支援に関する窓口の設置
- (2) インクルーシブ*な育成支援体制の構築
 - ◇ インクルーシブ*教育システムの構築(★)
 - ◇ 保育体制の充実
 - ◇ 教育体制の充実
 - ◇ 子どもの活動の充実
- (3) 雇用・就業に向けた支援の充実
 - ◇ 一般就労への移行及び職場定着の推進(★)
 - ◆ 雇用機会の拡大に向けた情報提供の充実、障害者雇用
- (4) 外出支援の充実
 - → 視覚、聴覚及び言語機能等に障害のある人の 外出支援
 - ◇ 身体障害者補助犬*の利用促進
 - ◇ 多様な外出支援の推進

3 環境整備 (1) 暮らしやすいまちづくりの推進 ◇ 地域生活を支援するための環境整備 (★) ◆ 関係機関の連携強化による地域移行の推進 ◆ 住宅改造費助成の活用 ◇ バリアフリー化の推進 ◇ 市営住宅への受け入れの推進 ◆ 手話への理解と普及の促進、環境整備 (2) 安全・安心の確保 ◇ 防災体制の整備 ◆ 緊急連絡体制の確保 ◇ 緊急通報への対応力の向上 (1) 情報提供の充実 4 権利擁護

- ◇ 情報提供アクセシビリティの充実
- ◇ 障害福祉サービス事業所に関する情報提供の 充実
- ◇ 障害福祉分野の人材確保のための情報提供の 充実
- ◇ 福祉情報コーナーの運営

(2) 権利擁護の推進

- ◇ 障害に対する理解促進・差別解消 (★)
- ◇ 成年後見制度*の活用促進
- ◆ 虐待防止への対応強化
- ◇ 福祉サービス利用援助事業*の周知、活用
- ◆ 選挙等における配慮

生活支援

1

【基本視点】

障害のある人が住み慣れた地域で生活を送れるように、身近な地域において気軽に相談できる窓口や選択の幅を広げるための居住の場、スポーツ・文化芸術活動等の場を充実させ、日常生活を送るための支援体制の強化に努めます。

(1) 相談支援の充実

施策	施策内容等
(重点) 相談支援体制の 更なる推進	・「基幹相談支援センター」及び地域の身近な相談窓口である「地域相談窓口」について、連携を強化し、相談支援体制の更なる推進を図ります。 ・基幹相談支援センターが相談支援事業所に対して、専門的な指導・助言、研修等を実施することで相談支援専門員の質の向上を図ります。 ・サービス利用者の増加に対応するため、相談支援従事者初任者研修の研修費を助成し、相談支援専門員の増加を図ります。 ・民生委員・児童委員等の協力を得て、身近な地域における相談支援体制の充実を図ります。 ・地域相談窓口を増やす取組について、検討していきます。 (具体的施策) ○ 基幹相談支援センター等機能強化事業
	○ 障害者相談拠点事業○ 障害者相談員による相談○ 民生委員・児童委員による相談
精神障害のある 人への相談支援 の提供	・専門医によるこころの健康相談(来所型・訪問型)、精神保健福祉相談員や保健師による相談支援、アルコール問題相談等の各種の相談に対応します。また、精神科病院に入院となった精神疾患患者のうち、特に支援が必要と思われる人については、退院後の生活支援を行ない、医療中断や不本意な形での再入院を防止し、希望する地域で生活するための支援を行います。 (具体的施策) (具体的施策)

施策	施策内容等
ピアカウンセリ	・行政や事業者による相談支援のほか、当事者、利用者の視点に立った多面的な相談支援が受けられるよう、NP0*法人、障害者団体等によるピアカウンセリング*支援の充実を図ります。・医師等による医療相談や患者会によるピアカウンセリングを実施します。
ング*情報の提供	(具体的施策)○ 難病患者支援事業○ 障害者家族等支援事業○ 精神障害者ピアサポーターの活動支援の充実
福祉総合相談	・総合福祉会館において、高齢者、障害者、児童、生活困窮者その 他福祉の支援を必要とする人への相談窓口を集約し、保健所、地 域等の関係機関の相談窓口などと連携しながら、「制度の狭間」 や一つの窓口では解決しないような困り事の相談に対応します。
関係機関の連携	・障害福祉分野に限定されず、他法制度の併用など、横断的な支援 が必要になるため、保健・医療・教育・保育等の他分野との連携 強化を図ります。
強化	(具体的施策)○ 地域自立支援協議会の運営○ 基幹相談支援センター等機能強化事業○ 障害者相談支援事業

(2) 日常生活支援の充実

施策	施策内容等
	・心身に重度の障害のある医療的ケアが必要な人などに対し、医療費等の自己負担額を助成することで負担の軽減を図ります。・一般の歯科診療所では治療が困難な障害者(児)に対し、歯科診療や相談等を実施します。
医療的ケアが必要な人への支援	(具体的施策) ○ 重度障害者医療費の助成 ○ 高齢重度障害者医療費の助成 ○ 療養介護医療制度の実施 ○ 自立支援医療制度の実施 ○ 後期高齢者医療制度の実施 ○ 後期高齢者医療制度の実施 ○ で害者(児)歯科診療の実施 ○ 在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業の実施
補装具・日常生活 用具等の給付	・補装具、日常生活用具等の助成制度などの周知を図り、入院・入所者の負担軽減に配慮しながら適切な給付を行うとともに、事業者等と情報交換を行うなど、最新情報の収集に努めます。 (具体的施策) (補装具費の給付 (日常生活用具費の給付

施策	施策内容等	
	・各種手当等を支給し、障害のある人の経済的負担の軽減を図りま	
	す。	
	(具体的施策)	
	○ 障害児福祉手当の支給	
各種手当等の支	○ 特別児童扶養手当の支給	
給による経済的	○ 障害者愛の贈物の実施	
負担の軽減	○ 特定障害者特別給付費の支給	
	○ 重度障害者(児)介護手当の支給	
	○ 姫路市障害者福祉金の支給	
	○ 特別障害者手当の支給	
	○ 心身障害者(児)扶養共済制度の実施	
	○ 高額障害福祉サービス費の支給	
	・制度の谷間となる人を含めた幅広い層に対応するため、地域活動	
地域活動支援セ	支援センター*の基準等について検討を進めます。	
ンター事業の充		
実	(具体的施策)	
	○ 地域活動支援センター*事業の充実	

(3) 障害福祉サービス提供体制の充実

施策	施策内容等
事業所指導等及 びサービス従事 者研修等の充実	・障害福祉サービス事業所等に対して、適正な運営に向けた指導・ 監査等の充実を図ります。 ・サービス従事者研修を実施することで、サービスの直接の担い手 となる従事者の技能、知識の向上や定着などを図るとともに、事 業者が従事者の処遇改善等に努めるよう働きかけていきます。 ・第三者評価*によるサービスの質の向上と評価結果の情報提供に取 り組むとともに、第三者評価*受審の促進のための方策について検 討します。
	 (具体的施策) ○ 障害福祉サービス事業所等に対する指導・監査 ○ サービス従事者に対する研修等の充実 ○ 第三者評価*受審の促進 ・総合福祉通園センター・ルネス花北の成人施設においては、公立
総合福祉通園セ ンターの成人施 設の充実	施設としてセーフティーネットの役割を担うとともに、障害のある人達が地域社会の中で生き生きと生活できる支援を提供するために、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型、自立訓練(生活訓練)、生活介護等の障害福祉サービス事業の充実を図ります。 (具体的施策) ○ 就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型、自立訓練
共生型サービス	(生活訓練)、生活介護等の充実 ・障害のある人が 65 歳以降も引き続き同じ事業所で介護保険サービスが受けられるよう、「共生型サービス」の制度を事業所に周知するとともに、共生型サービスの指定を受けている事業所の数を増やす取組について検討していきます。
の周知・検討	「具体的施策」 ○ 共生型サービスの周知・検討

(4) スポーツ・文化芸術活動等の場の充実

施策	施策内容等
健康の増進や活	 ・障害者体育館を活用して、気軽にスポーツやレクリエーションに参加できるようスポーツ教室を開催するなど、活動の場の充実を図ります。 ・スポーツやレクリエーションに参加できるよう体験イベントを開催するなど、活動の場の充実を図ります。
動意欲の高揚	(具体的施策)○ 障害者体育館におけるスポーツ教室等の開催○ スポーツ大会等参加事業の実施○ スポーツ・レクリエーション振興事業(ジョイフルスポーツフェアの開催等)の実施
様々な活動への参加促進	・文化芸術活動等に関する情報提供や活動の場の充実を図るとともに、障害のある人とない人が共に様々な活動に参加できるような機会づくりに努めます。 ・文化・観光施設等の利用料を軽減することにより、障害のある人の社会参加を促し、充実した余暇活動の機会を提供します。 ・視覚障害者を対象に講座を開催し、講演や体験学習をとおして社会人として必要な知識・教養を高めるとともに、視覚障害者の社会参加を促進します。 ・農業用ロボットを使用し、障害児・者等あらゆる人が遠隔で操作可能な市民農園サービスの普及を目指します。 (具体的施策) ルネス花北芸術祭・花の北福祉まつりの開催 障害者料理講習会の開催 公共施設入場料の割引 姫路市青い鳥学級 スマート市民農園事業

施策	施策内容等
団体・施設等の 活動の支援	・社会活動等の支援を行っている団体等に対して事業に要する費用を助成することで、社会参加の機会の確保と充実、社会参加等における介助者の確保を図ります。・障害者団体や施設が実施するスポーツ・文化芸術活動等に対して助成や後援を行うなど、引き続き活動を支援します。
占到00文技	(具体的施策)○ 知的障害者・障害児社会参加促進事業の実施○ 障害者家族等支援事業の実施○ 団体等が実施するスポーツ・文化芸術活動等の後援

自立支援

【基本視点】

社会との繋がりの中で、乳幼児期から成人期までの一貫した療育支援やインクルージョン*の視点を踏まえた子どもの成長を支える体制を構築し、雇用・就業に向けた支援や日中活動の場を充実させ、障害のある人一人ひとりの意思や希望、特性等に応じた社会的自立・社会参加の促進に努めます。

(1) 療育・支援体制の充実

施策	施策内容等
(重点) 保育・教育現場 における支援体 制の充実	 ・地域自立支援協議会の専門部会において、児童系サービス事業所と学校園の関係づくりを支援していきます。 ・サービス事業所と学校園が双方の役割を理解し、保育・教育と福祉の交流を図ることで、学校園内で支援を実施する保育所等訪問支援事業の利用を促します。また、事業所と学校園の関係性が向上し、連携しながら支援を行うことで、支援の充実を図ります。 (具体的施策) ・地域自立支援協議会の運営 ・指定障害児相談支援事業の充実 ・放課後等デイサービス事業の充実 ・児童発達支援事業の充実 ・保育所等訪問支援事業の充実 ・居宅訪問型児童発達支援事業の充実 ・タイムケア事業の充実

施策	施策内容等
児童支援に関す る窓口の設置	 ・障害のある子どもを養育する家庭が、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、関係機関との連携のもと、子どもの発達に関する様々な相談に対応します。 ・保健所においては、精神発達や運動発達において障害を来すおそれのある乳幼児を早期に発見し、適切な指導を実施することにより、発達を支援します。また、育児について相談ができる利用者支援事業等の実施機関においても、必要に応じて適切な関係機関に案内します。
	(具体的施策)○ 障害児等療育支援事業の実施○ 利用者支援事業*の実施○ 乳幼児発達支援の実施○ 地域子育て支援拠点事業の実施
「総合福祉通園 センター・ルネ ス花北」の機能 強化	・「総合福祉通園センター・ルネス花北」による発達支援システム 及び乳幼児期から成人期までの一貫した療育体制を推進していく とともに、地域の発達支援体制の中心的役割を果たし、障害児等 療育支援事業や児童発達支援センターの充実を図ります。 また、発達障害に関する専門医療機関である「発達医療センター花北診療所」を中心に、診療・リハビリテーション・発達に関する相談などの総合的な支援を推進します。 (具体的施策) 〇 発達医療センター花北診療所を中心とした療育・発達支援体制の充実 ○ 障害児等療育支援事業の実施 ○ 保育所等訪問支援事業の充実 ○ 児童発達支援事業の充実

(2) インクルーシブ*な育成支援体制の構築

施策	施策内容等
(重点) インクルーシブ* 教育システムの	 ・障害の有無に関わらず、共に教育を受けられるよう、各校特別支援教育コーディネーターを中心とした教育支援体制を充実させ、基礎的環境整備や合理的配慮の提供に努めます。 ・通級による指導や交流及び共同学習、居住地校交流を計画的・組織的に継続して行い、充実させることで、個別の教育的ニーズのある児童生徒の自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な体制整備に努めます。
構築	(具体的施策)○ 特別支援教育コーディネーター*を中心とした教育支援体制の充実○ 特別支援教育の充実○ 「障害者差別解消法*」の周知、啓発
保育体制の充実	 ・特別支援保育に関する研修を通じた保育士・保育教諭の資質の向上に努めます。 ・保育士・保育教諭の加配等により、障害のある子どもの受入体制の充実を図ります。 ・経験豊かな保育士・保育教諭が保育所・こども園を訪問し、障害等を有する児童の発達や特性に応じた具体的な支援方法についてカンファレンスを行うことにより、障害等の理由で特別な支援が必要な幼児を含めた保育の質の向上に努めます。 ・各保育所・こども園・幼稚園の発達支援コーディネーターを対象として定期的な研修を実施し、よりよい支援についての情報交換等を行うとともに、保育所・こども園・幼稚園・小学校や各機関との連携体制を強化します。 ・障害等により特別な支援が必要な子ども一人一人に応じた個別の支援計画を作成することにより、個々のニーズに応じた支援の充実に努めます。 (具体的施策)
	○ 保育士等に対する特別支援保育の研修○ 特別支援保育事業の実施

	0	特別支援保育訪問事業の実施
	\circ	発達サポート訪問の充実
	\bigcirc	発達支援コーディネーター研修の実施
	\bigcirc	個別支援計画に基づく支援の充実

施策	施策内容等
教育体制の充実	 特別な支援を要する幼児児童生徒に対して、一人一人の実態に応じた学習支援や生活介助を行う、特別支援教育支援員を配置します。 一人一人の教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成することで、学校園の連携による切れ目ない、適切な教育的支援の充実に努めます。 初任者研修等のライフステージ別研修や職能研修、パワーアップ研修講座の各研修カテゴリーにおいて、計画的・継続的に特別支援教育や特別な支援を必要とする児童生徒に関する研修を実施し、教員の専門性や指導力の向上を図ります。 (具体的施策) 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく支援の実施 教職員研修の実施
子どもの活動の充実	・保育所等の地域の身近な場所において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。また、発育に不安のある子どもとその保護者が身近に気軽に相談しやすい環境づくりを進めます。 (具体的施策) (具体的施策) 地域子育て支援拠点事業実施施設の活用

(3) 雇用・就業に向けた支援の充実

施策	施策内容等
(重点) 一般就労への移 行及び職場定着 の推進	・「職業自立センターひめじ*」を中心に、就労系サービス事業所、公共職業安定所等の関係機関が連携を図り、就労の場の確保と安定雇用に向け、就労開始から職場定着まで一貫した就労支援を行います。 ・福祉的就労*から一般就労への移行を促進するための取組を行い、一般就労者数の増加を図るとともに、一般就労した人が安心して働き続けられるよう、就労に伴う課題に対応する支援を充実させ、職場定着率の向上を図ります。 ・利用者の意向・状況に合った事業所に通い続けられることが重要であることから、就労アセスメント等を通じて適切なサービス利用を支援します。 (具体的施策) ○ 就業促進・安定化事業の実施 ○ 就労定着支援事業の充実
	○ 就労移行支援事業の充実○ 就労継続支援事業の質の向上
	・トライアル雇用*事業の周知を行い、障害者雇用に向けた企業の理解強化に努めるとともに、公共職業安定所の障害者求職情報を適切に把握し、障害のある人の雇用機会の確保に向け、情報提供及
雇用機会の拡大	び相談の充実に努めます。
に向けた情報提	また、市内の民間企業などに対して各種助成制度の周知を図
供の充実、障害	り、障害者雇用に係る情報提供及び助言に努めます。
者雇用 	
	(具体的施策)
	○ 知的障害者職親委託事業の実施
	○ 「障害者雇用促進法」の周知

施策	施策内容等
障害者就労支援 施設等が供給す る物品の振興に 向けた取組	・福祉施設・団体等への製品や業務委託の優先的な発注に引き続き取り組みます。 ・市民が障害者福祉について理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促すため、障害者就労支援施設等が供給する物品の展示及び販売の場を提供します。 (具体的施策) (

(4) 外出支援の充実

施策	施策内容等
	・視覚などの障害により、情報の入手や移動に支援が必要な人の外
	出支援の充実を図ります。
	・意思疎通支援事業の充実及び手話ボランティアの充実により、聴
担党 味学なび	覚及び言語機能等に障害のある人の外出における支援を図りま
視覚、聴覚及び	す。
言語機能等に障	
害のある人の外	(具体的施策)
出支援 	○ 同行援護事業の充実
	○ 移動支援事業の充実
	○ 意思疎通支援事業の充実
	○ 意思疎通支援者養成研修事業の充実
	・身体障害者補助犬*(盲導犬、介助犬及び聴導犬)についての周知
	を行い、身体障害のある人の社会参加を支援します。
点件陈忠老毕业	
身体障害者補助	(具体的施策)
犬*の利用促進 	○ 身体障害者補助犬*健康管理費等支給事業の実施
	○ 補助犬啓発事業(ひめじ福祉まつり等)の実施
	○ 補助犬の普及に係る施策の検討
	・各種交通助成事業の実施や情報提供により、障害のある人の外出
	の支援を推進します。
	(具体的施策)
多様な外出支援	○ 障害者バス等優待乗車助成事業の実施
の推進	○ 重度障害者福祉タクシー料金助成事業の実施
	○ 重度障害者自動車燃料費助成事業の実施
	○ リフトバス利用者助成事業の実施
	○ 障害者ガイドマップの周知
	○ 高速道路料金の割引

【基本視点】

障害のある人が住み慣れた地域で生活を送れるように、バリアフリー化等の生活環境の整備、安全・安心の確保に向けた防災体制等の整備に努めます。

(1) 暮らしやすいまちづくりの推進

施策	施策内容等
(重点) 地域生活を支援 するための環境 整備	・市は、初期資本が少ない事業所でもグループホームを開設できるよう助成制度を積極的に運用して新規開設を支援します。特に日中サービス支援型グループホームの整備については、今後事業者が事業を開始できるよう、情報の提供や周知を図ります。 ・障害福祉サービス事業所の人材不足に対する支援を検討するとともに、介護者である家族の負担軽減に関する支援(レスパイトケア)については、課題を分析し、具体的な施策を検討していきます。 ・地域における体験の場の確保、地域の体制づくりの強化等の他、地域の実情に合わせた地域生活支援拠点の機能の充実を図ります。 (具体的施策) グループホーム利用者負担軽減事業の実施 グループホーム新規開設サポート事業の実施 社会福祉施設等施設整備費補助事業による整備の促進 地域生活支援拠点事業の機能の充実 「行動障害支援センターのぞみ」*の運用 共同生活援助事業の充実 宿泊訓練事業の充実
	・障害福祉分野と保健・医療分野等との関係機関の連携強化によ
 関係機関の連携	り、入所施設・病院等から地域生活への移行を促進します。
強化による地域	(具体的施策)
移行の推進	○ 地域自立支援協議会の活用
	○ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
	○ 基幹相談支援センター等機能強化事業

施策	施策内容等
住宅改造費助成 の活用	・身体状況に応じた住宅改造にかかる費用を助成することで、障害のある人が住み慣れた住宅で生活を続けられるよう、支援します。 (具体的施策) (障害者住宅改造助成事業の実施
バリアフリー化の推進	・公共交通機関のバリアフリー化を促進し、高齢者や障害者等が公共交通機関を容易に利用することができる福祉のまちづくりの理念の実現を図るため、事業者に対しバリアフリー化に要する費用の一部を補助します。 ・公共交通機関の駅やバス停と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ歩道に点字ブロックを設置します。 ・歩道上の障害物の解消に努めるとともに、電柱・街路樹等については通行の妨げとならないよう設置場所に配慮します。 ・市道上において通行の妨げとなる放置自転車に対し警告・撤去を実施するとともに駐輪マナーの啓発を行い、放置自転車の解消に努めます。 ・公立保育所・こども園について、既存設備のバリアフリー化を行います。 ・市立学校において、大規模改修工事やその他維持修繕工事により、洋式トイレ(多目的トイレ含む)や手すり、スローブ等の整備を行います。また、肢体不自由児が在籍する学校を優先に、エレベータを設置していきます。 ・市営住宅において、建替時に共用部分や専用部分についてバリアフリー化しています。 (具体的施策) 高齢者等まちづくり事業 点字ブロックの設置 歩道上の障害物の解消 教育保育施設のバリアフリー化の推進
	○ 学校園等のバリアフリー化の推進○ 市営住宅のバリアフリー化の推進

	・市営住宅への入居の機会を増大させるため、入居に関する収入要
	件の緩和や、当選確率が高くなるよう優遇措置を実施します。ま
	た、車椅子用住宅への入居機会の増大を図ります。
市営住宅への受	(具体的施策)
け入れの推進	○ 入居の収入要件緩和
	○ 入居の優遇取扱い
	○ 身体障害者車椅子用住宅の提供
	○ 身体障害者優先住宅提供における重度障害者の入居の優遇取
	扱い
	・手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げ、
	相互に地域で支え合い、安心して暮らすことのできるまちづくり
	を推進するため、手話の理解と普及の促進を図るとともに、手話
	を使用しやすい環境を整備するための施策を実施します。
	(具体的施策)
	〇 手話啓発事業
エモ・の理想 し	○ 市民・企業向け手話講習会の実施
手話への理解と	○ 職員手話研修の実施
普及の促進、環	○ 小・中学校等での手話学習の実施
境整備	○ 意思疎通支援者派遣事業
	○ 市議会での手話通訳
	○ かしの木学級の開催
	○ 講演会等の手話通訳
	○ ろうあ相談室設置
	○ 手話通訳者設置
	○ 手話通訳者等養成事業

(2) 安全・安心の確保

(2) 安全・安心の確	
施策	施策内容等
防災体制の整備	・災害時要援護者台帳の登録や避難行動要支援者名簿情報の提供を通じ、「災害時要援護者地域支援協議会*」において、災害時に自力で安全な場所への避難が困難な障害のある人等の災害時要援護者を把握し、災害時に介助や見守りなど特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができる体制整備を行います。・災害時に、障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所*の開設・運営訓練や機材整備等を行い、運営体制の充実を図ります。・要援護者施設(福祉避難所)と連携した訓練を実施します。・視覚や聴覚に障害のある方を対象に、事前登録制で自宅の固定電話やFAXに、災害時の避難情報等を自動配信します。 (具体的施策) ○ 災害時要援護者支援事業 ○ 福祉避難所運営体制の充実 ○ 姫路市総合防災訓練の実施 ○ 災害情報の電話・FAX 配信サービス
緊急連絡体制の 確保	 一人暮らしの重度身体障害者に対し、緊急通報機器(安心コール)を貸与することで、速やかな救助を行います。 ・地域定着支援事業により、一人暮らし世帯等の夜間等における緊急連絡体制を確保します。 (具体的施策) 重度身体障害者見守り安心サポート事業の実施 地域定着支援事業の実施

緊急通報への対応力の向上

・聴覚や言語が不自由で、音声での119番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を通して、簡単な画面操作で119番通報を行えるNET119緊急通報システムや、ファクスを使用して通報できるFAX119などのサービスにより、地域での暮らしの安全・安心につながる取り組みを推進します。

(具体的施策)

- NET119 緊急通報システムの設置
- FAX119の実施

権利擁護

4

【基本視点】

情報提供の充実に努めるとともに、自己決定の尊重及び意思決定の支援を行うための権利擁護などを推進し、障害のある人が自分で選択することができる社会を目指します。

(1) 情報提供の充実

施策	施策内容等
情報提供アクセシビリティの充実	・身体の状態や年齢等に関係なく誰もが提供される情報を取得できるように、点字版及び音声版の広報ひめじを発行するとともに、市公式ウェブサイトにおいては、JIS-X8341-3:2016の適合レベルAAの準拠を目指します。 ・点字議会報・声の議会報(CD)を作成し、希望する視覚障害者に発送しています。 ・障害のある人が使えるサービスや障害福祉サービス事業所等の情報の提供により、円滑な福祉サービスの利用を促進します。 ・視覚障害者や自力で本を読むことのできない障害者に対し、城内図書館において、ボランティア団体による音訳CD図書の製作・貸出を行います。 (具体的施策) 「点字版広報ひめじと音声版広報ひめじの発行 「市公式ウェブサイト及びアプリの運用・管理」点字・声の議会報の発行 「障害者福祉のしおり・事業所一覧の発行 音訳図書の製作及び貸出
障害福祉サービス事業所に関する情報提供の充実	・障害のある人が自身のニーズ*に合致したサービス提供を行う事業所を選択しやすくすることにより本人の意思決定を支援するため、情報公表制度の活用等により事業者情報の提供の促進を図ります。 (具体的施策) ○ 障害福祉サービス事業者情報等の公表促進

障害福祉分野の 人材確保のため の情報提供の充 実	・障害福祉サービスに携わる人材の確保に向けて、各障害福祉サービス事業所等からの求人と障害福祉分野において就労したいと考えている人材との円滑なマッチングを促進するため、既存のシステム等の活用について周知を図ります。また、あわせて多様なツールを用いた情報提供・情報取得システムの構築を検討していきます。
	(具体的施策)
	○ 人材確保のための情報提供の取り組み
福祉情報コーナーの運営	・総合福祉会館内で福祉関係の新聞や雑誌が読めるほか、福祉制度 や福祉ボランティア活動、生活に役立つアプリなどの情報を収 集、発信することや、拡大読書器や音声読み上げ器の貸し出しを 行い、障害のある人が情報を得る手段の確保に努めていきます。 (具体的施策)
	○ 福祉情報コーナーの運営

(2) 権利擁護の推進

施策	施策内容等
(重点) 障害に対する理 解促進・差別解 消	 ・障害に関する意識や理解の向上を図るため、「障害者週間*事業」をはじめ、啓発用品の作成・配布、各種イベントやこども手話教室等を開催することで、障害に関する意識や理解の向上を図ります。 ・「障害者差別解消の推進に関する姫路市職員対応ガイドライン*」を活用し、障害種別ごとの対応方法を学ぶことで、差別の解消に努めます。 ・「障害者差別解消法*」の趣旨に基づき、姫路地域自立支援協議会*等における情報交換、相談等の体制づくりに努めます。 ・ルネス花北芸術祭やルネス花北公開セミナー、ルネス花北基礎講座、花の北福祉まつりの開催により、障害に対する理解促進や支援のあり方等研修の機会の充実を図ります。 ・各学校の福祉学習において、障害に対する理解促進として、車いすバスケットや手話、点字体験を計画・実施します。 ・障害に関する意識や理解の向上を含む、人権をテーマとした教養
	講座を68公民館全てで実施します。

	(具体的施策)
	○ 障害者週間*事業の実施
	○ 市政出前講座
	○ 公民館教養講座の実施
	○ 車いす等体験教室の開催(カリキュラム・マネジメント推進
	事業)
	〇 ルネス花北芸術祭の開催
	○ ルネス花北公開セミナーの開催
	○ ルネス花北基礎講座の開催
	○ 花の北福祉まつりの開催
	○ 公民館教養講座の実施
	○ 地域自立支援協議会の運営
	・認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方に
	対して成年後見制度の相談支援・利用促進や後見活動への支援を
	行います。
	・「姫路市成年後見支援センター」を中心に、成年後見制度の活用
 成年後見制度*の	促進に向けて、弁護士会などの専門職団体等との連携を強化する
次中度光間及 07 活用促進	とともに、法人後見に取り組む団体への支援の検討を進めます。
707131625	
	(具体的施策)
	〇 成年後見支援センター*事業の充実
	○ 法人後見の支援の検討
	○ 成年後見制度利用支援事業の充実
	・障害のある人への虐待防止のため、虐待対応の窓口となる「姫路
	市障害者虐待防止センター*」を活用し、必要に応じて行政、事業
 虐待防止への対	者、教育、医療などの関係機関の連携を図りつつ、引き続き虐待
応強化	防止に努めます。
	(具体的施策)
	○ 障害者虐待防止センター*事業の実施

施策	施策内容等
福祉サービス利 用援助事業*の利 用促進	・社会福祉協議会において、手続きの支援や公的書類等の預かりを行い、福祉サービスを適切に利用できるように支援を行います。 (具体的施策) (福祉サービス利用援助事業*の利用促進(日常生活自立支援事
選挙等における配慮	業) ・各投票所において円滑に投票ができるように、投票環境の整備を行うとともに、「音声による選挙のお知らせ」や代理投票・点字投票・郵便等による不在者投票の制度について、更なる周知や啓発を行います。 (具体的施策) (具体的施策) (担供要・点字投票・郵便等による不在者投票の周知の音声版の選挙公報の送付

第6章 障害福祉計画・障害児福祉計画数値目標等

イラスト追加予定

◆ 基本視点

国の基本指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)に即し、第 5 期障害福祉計画の実績と地域の実情を勘案しつつ、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る令和 5 年度までの各成果目標・活動指標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針における成果目標(要約)

- ①令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ 移行すること
- ②令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減すること
- ※第5期計画での数値目標が未達成の場合は、未達成分の割合を目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。

本市においては、未達成分を加算した目標設定を設定することは、現状を踏まえると現実的ではないため、未達成分は数値目標に盛り込みません。

活動指標	数値
令和元年度末の施設入所者数 (実績)	573 人
①令和5年度末における地域移行者数(見込み)	35 人
地域移行率	6.1%
②令和5年度末における施設入所者の削減数(見込み)	10 人
削減率	1.8%

上記の成果目標・活動指標を達成するため、以下の目標数値を設定します。

【地域生活移行者数】

《第5期計画実績値》

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 【見込み】
地域生活移行者数(累計)	74 人	74 人	74 人
地域生活移行者数 (年度毎)	0 人	0 人	0 人

《第6期計画目標值》

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活移行者数(令和元年度からの累計)	12 人	24 人	35 人
地域生活移行者数(年度毎)	12 人	12 人	11 人

【施設入所者数】

《第5期計画実績値》

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度 【見込み】
施設入所者数	583 人	573 人	571 人

《第6期計画目標值》

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所者数	569 人	566 人	563 人
削減数 (令和元年度からの累計)	4人	7人	10 人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針における成果目標(要約)

- ①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を 316 日以上
- ②精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- ③精神病床における早期退院率(入院後3か月時点69%以上、入院後6か月時点86%以上、入院後1年時点92%以上とする)

上記の指針を達成するため、市町村が設けるべき活動指標は以下のとおりです。

市町村が設けるべき活動指標(要約)

- ①保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- ②保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の 関係者ごとの参加者数
- ③保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- ④精神障害者の地域移行支援の利用者数
- ⑤精神障害者の地域定着支援の利用者数
- ⑥精神障害者の共同生活援助の利用者数
- ⑦精神障害者の自立生活援助の利用者数

上記の成果目標・活動指標を達成するため、以下の目標数値を設定します。

《第6期計画目標值》

保健、医療・福祉関係者による協議の場

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①開催回数	1 回	1 回	1回
③目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1回

②保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数

本市では、参加者数ではなく、参加する機関数で数値を見込むものとします。

年度	保健	医療	医療	福祉	介護	当事者	家族	その他
		(精神科)	(精神科以外)					
令和3年度	3機関	3機関	0機関	1機関	0機関	0機関	1機関	1機関
令和4年度	3機関	3機関	0機関	1機関	0機関	0機関	1機関	1機関
令和5年度	3機関	3機関	1機関	2機関	1機関	1機関	1機関	1機関

精神障害者の利用者数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
④地域移行支援	1 人/月	2人/月	3人/月
⑤地域定着支援	7 人/月	7 人/月	7 人/月
⑥共同生活援助	66 人/月	71 人/月	77 人/月
⑦自立生活援助	0 人/月	0 人/月	0 人/月

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針における成果目標(要約)

・地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上 運用状況を検証及び検討することを基本とする

上記の指針を達成するため、市町村が設けるべき活動指標は以下のとおりです。

市町村が設けるべき活動指標 (要約)

- ①地域生活支援拠点等の設置箇所数
- ②機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

地域生活支援拠点について、本市では各機関が連携する「面的整備型」により対応しており、既に整備済みとなっております。運用状況の検証及び検討については、地域自立支援協議会の専門部会で実施することとします。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①設置箇所数	1箇所	1箇所	1 箇所
②機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1 回	1 回	1 回

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針における成果目標(要約)

- ①令和5年度末において、福祉施設から就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援)を通じて一般就労への移行者数を令和元年度末実 績の1.27倍以上とする。そのうち就労移行支援事業は1.30倍以上、就労継続支 援A型は1.26倍以上、就労継続支援B型は1.23倍以上を目指す。
- ②令和5年度末において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。
- ③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とする。
- ※第5期計画での数値目標が未達成の場合は、未達成分の割合を目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。

本市においては、未達成分を加算した目標設定を設定することは、現状を踏まえると現実的ではないため、未達成分は数値目標に盛り込みません。

活動指標	数値
①令和元年度末の福祉施設から一般就労への移行者数(実績)	58 人
うち、就労移行支援	46 人
うち、就労継続支援A型	5人
うち、就労継続支援B型	6人
令和5年度末の福祉施設から一般就労への移行者数(見込み)	75 人
うち、就労移行支援事業	60 人
うち、就労継続支援A型事業	7人
うち、就労継続支援B型事業	8人
②令和5年度末の移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利	53 人
用(見込み)	
③令和5年度末の就労定着支援事業所(見込み)	7 箇所
うち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上	5 箇所

上記の成果目標・活動指標を達成するため、以下の目標数値を設定します。

《第6期計画目標值》

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①福祉施設から一般就労へ移行した数	66 人	70 人	75 人	
うち、就労移行支援事業	55 人	57 人	60 人	
うち、就労継続支援A型事業	5人	6人	7人	
うち、就労継続支援B型事業	6人	7人	8人	
②福祉施設から一般就労へ移行した数	47 人	47 Å	49 人	53 人
のうち、就労定着支援事業を利用		49 八	55 人	
③就労定着支援事業所数	7箇所	7箇所	7箇所	
うち、就労定着率が8割以上の事	4事業所	4事業所	5事業所	
業所				

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針における成果目標(要約)

- ①令和5年度末までに、児童発達支援センターを1箇所以上整備する
- ②令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること
- ③令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放 課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保すること
- ④ 令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

上記の指針を達成するため、市町村が設けるべき活動指標は以下のとおりです。

市町村が設けるべき活動指標 (要約)

- ①令和5年度末までに、児童発達支援センターを1箇所以上整備する
- ②令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保すること
- ③令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

児童発達支援センターについて、本市では2箇所整備済みです。また、②についても、本市には1箇所以上事業所があるので、成果目標は達成済みです。

③について、現在も地域自立支援協議会の専門部会で協議しておりますが、引き続き協議していくこととします。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、引き続き配置を検討していくこととします。

《第6期計画目標值》

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援センターの整備	整備済	整備済	整備済
児童発達支援センターの数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
②主に重症心身障害児を支援する児童 発達支援事業所	1箇所	1箇所	1箇所
主に重症心身障害児を支援する放課 後等デイサービス事業所数	2 箇所	2箇所	2 箇所
③保健、医療、障害福祉、保育、教育等 の関係機関等が連携を図るための協 議の場	設置済	設置済	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネ ーターを配置	0人	1人	2人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針における成果目標(要約)

- ①総合的・専門的な相談支援の実施の有無
- ②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- ③地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- ④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

①について、本市では基幹相談支援センターが設置しており、実施済みです。②~ ④については当センターで実施する件数を目標値とします。

《第6期計画目標值》

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①総合的・専門的な相談支援の実施	実施済	実施済	実施済
②地域の相談支援事業者に対する訪問	570 件	600 件	630 件
等による専門的な指導・助言件数	570 1	000	030 1子
③地域の相談支援事業者の人材育成の	40 件	45 件	50 件
支援件数	40 17	45 17	50 1 7
④地域の相談機関との連携強化の取組	310 回	330 回	350 回
の実施回数	210 回	550 凹	550 円

[※]②~④については、ケースによって重複して計上している。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針における成果目標(要約)

- ①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村 に対して実施する研修の参加人数
- ②障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用 し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- ③都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

①について、都道府県が開催する研修へ参加する人数を見込みます。②については、共有する体制及び実施方法について検討を行い、令和5年度までに1回を見込みます。③については、兵庫県が主体で実施されています。

《第6期計画目標值》

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①都道府県が開催する研修への参加人数	30 人	35 人	40 人
②審査結果について、共有する体制	無し	無し	有り
実施回数	0回	0 回	1旦
③指導監査結果について、共有する体制	有り	有り	有り
実施回数	1回	1回	1回

(8) その他の活動指標

成果目標に基づかない活動指標については、以下のとおり設定します。

市町村が設けるべき活動指標(要約)

発達障害者等に対する支援

- ①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講 者数
- ②ペアレントメンターの人数
- ③ピアサポートの活動への参加人数

上記①から③は、国の基本指針において、今年度新たに追加された項目ですが、具体的な内容が示されておりません。引き続き情報収集に努め、今後どのような施策が実施できるか検討していきます。

指定障害福祉サービス等に関する目標値

◆ 基本視点

指定障害福祉サービス等について、第5期計画の実績値や利用ニーズ*に応じた支 給決定基準の見直しなどを含む目標値としています。

(1) 訪問系サービス*

◆ サービス内容

※ 各サービス内容の説明については、障害者総合支援法*の表現を用いています。

① 居宅介護

障害のある人等について、居宅において入浴、排せつ、食事の介護等のサービス を提供します。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人であって常時介護を要するものについて、居宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。

③ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある障害のある人等で常時介護を要するものについて、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時の移動中の介護等のサービスを提供します。

④ 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害のある人等について、外出時の移動に同行し、 必要な情報提供や介護等のサービスを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害のある人等で、介護の必要の程度が著しく高いものについて、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

◆ 各年度の必要なサービス見込量

事 業 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①~⑤ 合計			
利用時間数 (計)	24,029 時間/月	23,567 時間/月	23,121 時間/月
利用者数(計)	985 人 /月	964 人 /月	943 人 /月
① 居宅介護			
利用時間数	11,143 時間/月	10,809 時間/月	10,485 時間/月
利用者数	801 人 /月	779 人 /月	757 人 /月
② 重度訪問介護			
利用時間数	10,191 時間/月	10,008 時間/月	9,828 時間/月
利用者数	54 人 /月	53 人 /月	52 人 /月
③ 行動援護			
利用時間数	665 時間/月	700 時間/月	737 時間/月
利用者数	27 人 /月	28 人 /月	29 人 /月
④ 同行援護			
利用時間数	2,030 時間/月	2,050 時間/月	2,071 時間/月
利用者数	103 人 /月	104 人 /月	105 人 /月
⑤ 重度障害者等包括	支援		
利用時間数	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
利用者数	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月

☞ 利用時間数:1月あたりの延べ利用時間数

☞ 利用者数:1月あたりの実利用者数

◆ サービス見込量における推計方法

- ① **居宅介護**: 高齢化及び人口減による利用者数の減少を勘案し、利用者数・利用時間数の微減を見込みます。
- ② **重度訪問介護**: 高齢化及び人口減による利用者数の減少を勘案し、利用者数・利用時間数の微減を見込みます。
- ③ 行動援護:利用ニーズを見込み、利用者数・利用時間数の微増を見込みます。
- ④ 同行援護:利用ニーズを見込み、利用者数・利用時間数の微増を見込みます。
- ⑤ 重度障害者等包括支援:市内に事業所がないため、ゼロを見込みます。

(2) 日中活動系サービス*

◆ サービス内容

① 生活介護

常時介護を必要とする障害のある人について、主に昼間、障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等のサービスを提供します。

② 自立訓練(機能訓練)

身体障害のある人等に対し、定められた期間、地域生活を営むことができるよう、 身体的リハビリテーション*、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。

③ 自立訓練(生活訓練)

知的障害又は精神障害のある人に対し、定められた期間、地域生活を営むことができるよう、日常生活能力の向上を目的として行う各種訓練等の支援を実施します。

④ 就労移行支援

就労を希望する障害のある人について、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等、適性にあった職場への就労・定着を図る支援を実施します。

⑤ 就労継続支援(A型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人について、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。(雇用契約を結びます。)

⑥ 就労継続支援(B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人について、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。(雇用契約は結びません。)

⑦ 療養介護

医療を要する障害のある人であって常時介護を要するものについて、主に昼間に おいて、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下におけ る介護や日常生活上のサービスを提供します。

⑧ 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な障害のある人等について、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。

• 短期入所(福祉型)

障害支援区分が区分1以上である障害のある人又は障害のある児童の障害の 程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害の ある児童を対象に、障害者支援施設等において実施しています。

• 短期入所(医療型)

遷延性意識障害のある人、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類 に属する疾患を有する人及び重症心身障害のある人・児童等を対象に、病院、診 療所、介護老人保健施設等において実施しています。

⑨ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じているものについて、企業・自宅等への訪問や障害のある人の来所により、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

◆ 各年度の必要なサービス見込量

事 業 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
① 生活介護	① 生活介護						
利用人日数	24,996 人日/月	25,446 人日/月	25,904 人日/月				
利用者数	1,264 人 /月	1,283 人 /月	1,302 人 /月				
② 自立訓練(機能訓練	東)						
利用人日数	151 人日/月	142 人日/月	134 人日/月				
利用者数	10 人 /月	10 人 /月	10 人 /月				
③ 自立訓練(生活訓練	東)						
利用人日数	158 人日/月	145 人日/月	133 人日/月				
利用者数	8 人 /月	7 人 /月	6 人 /月				
④ 就労移行支援							
利用人日数	1,302 人日/月	1,302 人日/月	1,302 人日/月				
利用者数	75 人 /月	75 人 /月	75 人 /月				
⑤ 就労継続支援(A 型	<u>.</u>])						
利用人日数	4,536 人日/月	4,758 人日/月	4,991 人日/月				
利用者数	223 人 /月	231 人 /月	239 人 /月				
⑥ 就労継続支援 (B 型	1)						
利用人日数	20,350 人日/月	21,225 人日/月	22,138 人日/月				
利用者数	1,116 人 /月	1,155 人 /月	1,195 人 /月				
⑦ 療養介護							
利用人日数	2,764 人日/月	2,764 人日/月	2,764 人日/月				
利用者数	91 人 /月	91 人 /月	91 人 /月				
⑧ 短期入所							
福祉型							
利用人日数	992 人日/月	992 人日/月	992 人日/月				
利用者数	191 人 /月	191 人 /月	191 人 /月				
医療型							
利用人日数	105 人日/月	105 人日/月	105 人日/月				
利用者数	25 人 /月	25 人 /月	25 人 /月				
⑨ 就労定着支援	47 人 /月	49 人 /月	53 人 /月				

☞ 利用人日数:1月あたりの延べ利用日数 ☞ 利 用 者 数:1月あたりの実利用者数

◆ サービス見込量における推計方法

- ① 生活介護:利用ニーズがあるため利用者数・利用日数の増加を見込みます。
- ② 自立訓練(機能訓練):利用者数の減少を勘案し、利用日数の微減を見込みます。
- ③ **自立訓練(生活訓練)**: 利用者数の減少を勘案し、利用者数・利用日数の微減を 見込みます。
- ④ **就労移行支援**:利用者数が減少しておりますが、成果目標を考慮し、現状維持とします。
- ⑤ **就労継続支援(A型)**:成果目標及び利用者数を考慮し、利用者数・利用日数の 増加を見込みます。
- ⑥ **就労継続支援**(B型):成果目標及び利用者数を考慮し、利用者数・利用日数の 増加を見込みます。
- ⑦ 療養介護:市内の事業所がほぼ満床状態であるため、現状維持とします。
- ⑧ 短期入所
 - **短期入所(福祉型)**: 利用者の伸びを考慮し、現状維持とします。
 - **短期入所(医療型)**:利用者の伸びを考慮し、現状維持とします。
- ⑨ 就労定着支援:成果目標及び利用者数の伸びを考慮し、利用者数・利用日数の 増加を見込みます。

(3) 居住系サービス

◆ サービス内容

① 共同生活援助 (グループホーム)

障害のある人について、主に夜間、共同生活を営むべき住居において、相談、入 浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

② 施設入所支援

施設に入所する障害のある人について、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。

③ 自立生活援助

障害者支援施設や病院、グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応などのサービスを提供します。

◆ 各年度の必要なサービス見込量

	事 業 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① #	に同生活援助(グループホーム)	310 人/月	334 人/月	360 人/月
② 施	起設入所支援	569 人/月	566 人/月	563 人/月
3 🖹	1立生活援助	0 人/月	0 人/月	0 人/月

◆ サービス見込量における推計方法

① 共同生活援助:事業所数の増加や利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。

② 施設入所支援:成果目標を考慮し、利用者数の微減を見込みます。

③ 自立生活援助:市内に事業所がないため、ゼロを見込みます。

(4) 相談支援

◆ サービス内容

① 地域相談支援

• 地域移行支援

入所や入院から地域生活に移行する準備のために、必要な外出への同行支援や 入居に関する援助などを行います。

· 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、地域移行した人や単身などで生活が不安定な人が地域生活に定着できるよう継続的な支援を行います。

② 計画相談支援(サービス利用支援、継続サービス利用支援)

障害福祉サービスや地域相談支援等を利用する全ての障害のある人が適切なサービスを受けられるよう相談に対応し、サービスをコーディネートし、手続きの補助などを行います。

また、状況の変化に即応できるよう、定期的にモニタリングを行います。

◆ 各年度の必要なサービス見込量

	事 業 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1)地域相談支援			
	地域移行支援	4 人/月	8 人/月	16 人/月
	地域定着支援	13 人/月	19 人/月	25 人/月
2)計画相談支援	765 人/月	809 人/月	856 人/月

◆ サービス見込量における推計方法

① 地域相談支援

• 地域移行支援:成果目標を考慮し、利用者数の増加を見込みます。

地域定着支援:成果目標を考慮し、利用者数の増加を見込みます。

② 計画相談支援: 事業所数の増加や利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。

(5) 障害児支援

◆ サービス内容

※ サービス内容の説明については、児童福祉法の表現を用いています。

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。

② 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害のある児童であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために 必要な訓練などを行います。

③ 放課後等デイサービス

幼稚園、大学を除き、就学している障害のある児童に、学校終了後又は休業日に おいて、生活能力向上に必要な訓練や余暇の提供などを行います。

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活に適応するため必要とする専門的な支援、助言などを行います。

⑤ 障害児相談支援(サービス利用支援、継続サービス利用支援)

障害福祉サービスや障害児通所支援等を利用する全ての障害のある児童が適切なサービスを受けられるよう相談に対応し、サービスをコーディネートし、手続きの補助などを行います。

また、状況の変化に即応できるよう、定期的にモニタリングを行います。

◆ 各年度の必要なサービス見込量

事 業 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
① 児童発達支援						
利用人日数	2,596 人日/月	2,918 人日/月	3,280 人日/月			
利用者数	266 人 /月	294 人 /月	325 人 /月			
② 居宅訪問型児童発達3	5援					
利用人日数	4 人日/月	5 人日/月	6 人日/月			
利用者数	4人 /月	5人 /月	6人 /月			
③ 放課後等デイサービス	ζ					
利用人日数	10,146 人日/月	11,800 人日/月	13,723 人日/月			
利用者数	1,226人 /月	1,426人 /月	1,658 人 /月			
④ 保育所等訪問支援						
利用人日数	293 人日/月	352 人日/月	422 人日/月			
利用者数	101 人 /月	121 人 /月	145 人 /月			
⑤ 障害児相談支援	336 人 /月	380 人 /月	430 人 /月			

☞ 利用人日数: 1月あたりの延べ利用日数 ☞ 利 用 者 数: 1月あたりの実利用者数

◆ サービス見込量における推計方法

- ① 児童発達支援:事業所数の増加や利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ② **居宅訪問型児童発達支援**: 事業所数の増加や利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ③ **放課後等デイサービス**:事業所数の増加や利用ニーズを考慮し、利用者数の増加 を見込みます。
- 4 保育所等訪問支援:利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ⑤ 障害児相談支援:利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。

地域生活支援事業に関する目標値

◆ 基本視点

姫路市が独自に実施する地域生活支援事業について、第5期計画の実績値や利用ニーズ*に応じた支給決定基準の見直しなどを含む目標値としています。

◆ 事業内容

※ 事業内容については、市の要綱の表現を用いています。

(1) 理解促進研修・啓発事業

福祉まつり開催日から障害者週間*最終日までの間を障害者週間*関連期間と位置付け、障害者週間*事業として講演会、イベント等の啓発事業を行います。

(2) 自発的活動支援事業

家族等支援事業として障害のある人等が地域で安心して生活するために、障害のある人等及びその家族等が、お互いの悩みを共有し、又は情報の交換を行う交流活動を支援します。

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障害のある人等、障害のある子どもの保護者又は障害のある人等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障害のある人に対する虐待の防止及びその早期発見のための連絡調整その他の障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することで、相談支援機能の強化を図ります。

③ 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害、身体障害、知的障害等のある児童等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機関との重層的な連携を図ります。

(4) 成年後見制度*利用支援事業

障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度*の利用が有効と認められる 知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、市長が代わって後見等の開始の審 判請求を行い、必要に応じて、申立て経費や後見人報酬などの全部又は一部を助成 することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度*法人後見支援事業

成年後見制度*における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

① 意思疎通支援者派遣事業

• 手話通訳者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に対して、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者等を派遣します。

• 要約筆記者派遣事業

手話又は口話を理解できない聴覚障害のある人等に対して、意思疎通の円滑化を図るため、要約筆記者等を派遣します。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に対して、自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

② 手話通訳設置事業

市役所を訪れる聴覚障害のある人等の意思疎通を図るため、市役所内に手話通訳者等を配置します。

(7) 日常生活用具給付事業

日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

- ① 介護・訓練支援用具:身体介護等を支援する用具です。
- ② **自立生活支援用具**:入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具です。
- ③ 在宅療養等支援用具:在宅療養等を支援する用具です。
- (4) 情報・意思疎通支援用具:情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具です。
- ⑤ 排泄管理支援用具:排泄管理を支援する用具です。
- ⑥ **住 宅 改 修 費**:居宅における生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

(8) 意思疎通支援者養成研修事業

① 手話通訳者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通 訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研 修します。

② 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

③ 要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や要約筆記の役割・責務等について理解ができ、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成研修します。

④ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修 します。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余 暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(10) 地域活動支援センター*事業

障害のある人等について、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流 の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

(11) 権利擁護支援事業

障害者虐待防止対策支援事業

障害のある人の虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害のある人等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

(12) 就業・就労支援事業

① 知的障害者職親委託事業

知的障害のある人を一定期間、事業経営者等に預け、生活指導・技能習得訓練等を行い、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進や職場への定着を促進します。

② 就業促進·安定化事業

職業生活における自立、雇用の促進及び安定を図り、地域における障害のある 人の雇用の推進に寄与するために、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上 の支援を必要とする障害のある人に対し、指導、助言その他の支援を行います。

③ 就労支援・活力創出事業

障害のある人の社会的自立を促進するため、社会資源の有効活用等による就 労・雇用支援の充実を図り、併せて就労支援員の知識、技能の向上を図ります。

(13) 日常生活支援事業

① 福祉ホーム事業

住居を求めている障害のある人に対し、居室その他の設備及び日常生活に必要な便宜を提供します。

② 訪問入浴サービス事業

身体障害のある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

③ 宿泊訓練事業

知的障害のある人の自立生活を支援するため、宿泊による生活訓練を行います。

④ 日中一時支援事業

• 日中短期入所事業

居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、障害者支援施設等への日中の入所が必要な障害のある人について、当該施設に日中の入所をさせ、 排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。(宿泊を伴わない一時預りになります。)

タイムケア事業

特別支援学校等の下校後等に活動する場について確保するとともに、障害のある児童を持つ親の就労支援と家族の一時的休息を目的として、空き教室等で障害のある児童を預かるサービスを提供します。

⑤ ろうあ相談室設置事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のある人の各種相談に応じるろうあ相 談員を設置します。

⑥ 小規模通所施設支援事業

経営基盤の脆弱な小規模通所施設間のネットワークを強化し、施設の職員の能力の向上や経営の安定のための支援等を行います。

(14) 社会参加支援事業

① スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害のある人等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、また障害者スポーツを普及させるため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ 大会を開催します。

2 文化芸術活動振興事業

障害のある人等の文化芸術活動を振興するため、障害のある人等の作品展や音楽会など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害のある人等の創作意欲を 増進するための環境整備や必要な支援を行います。

③ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害のある人等のために、点訳、音声訳その他の障害のある人等にわかりやすい方法により、市の広報紙、視覚障害のある人等障害のある人に関係する事業の紹介、生活情報その他の障害のある人等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に提供します。

④ 自動車運転免許取得·改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

⑤ 知的障害者・障害児社会参加助成事業

知的障害のある人・障害のある児童の社会活動等の支援活動を実施している団体等に対して、当該事業に要する費用の全部又は一部を補助することにより、知的障害のある人・障害のある児童に係る社会参加の機会やその充実及び社会参加等における介助者の確保を図り、知的障害のある人・障害のある児童の積極的な社会参加や余暇活動等を促進します。

⑥ 障害者ガイドマップ作成事業

障害のある人等の社会参加の促進と市民のバリアフリー意識の向上を図るため、ひめじ車いすガイドマップを作成します。

⑦ リフトバス利用者助成事業

重度肢体不自由のある人等の団体が社会見学、レクリエーション等の社会活動をする上で、身体障害のある人に対応できる昇降リフト付貸切自動車を利用した場合に、当該利用経費の一部を助成します。

◆ 各年度の必要な見込量

事 業 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 理解促進研修·啓発事業	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業	実施	実施	実施
(3) 相談支援事業			
① 障害者相談支援事業			
地域相談窓口設置個所数	5箇所	5箇所	6 箇所
② 基幹相談支援センター等機能強化	上事業		
基幹相談支援センター設置箇所数	1箇所	1箇所	1 箇所
③ 障害児等療育支援事業			
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
(4) 成年後見制度*利用支援事業	3 人/年	3 人/年	3 人/年
(5) 成年後見制度*法人後見支援事業	検討	検討	実施
(6) 意思疎通支援事業			
① 意思疎通支援者派遣事業			
手話通訳者派遣事業			
実利用件数	1,274 件/年	1,269 件/年	1,264 件/年
要約筆記者派遣事業			
実利用件数	187 件/年	220 件/年	259 件/年
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	<u></u>		
実利用件数	120 件/年	120 件/年	120 件/年
② 手話通訳設置事業			
設置箇所数	1 箇所	1箇所	1 箇所
相談件数	1,272 件/年	1,252 件/年	1,232 件/年

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 介護訓練支援用具	49 件/年	47 件/年	45 件/年
② 自立生活支援用具	86 件/年	85 件/年	84 件/年
③ 在宅療養等支援用具	99 件/年	104 件/年	109 件/年
④ 情報・意思疎通支援用具	53 件/年	48 件/年	44 件/年
⑤ 排泄管理支援用具	12,400 件/年	12,673件/年	12,952 件/年
⑥ 住宅改修費	9 件/年	9 件/年	9 件/年
(8) 意思疎通支援者養成研修事業			
① 手話通訳者養成研修事業			
実養成講習修了者数	9 人/年	9 人/年	9 人/年
② 手話奉仕員養成研修事業			
実養成講習修了者数	22 人/年	22 人/年	22 人/年
③ 要約筆記者養成研修事業	·		
実養成講習修了者数	7 人/年	7 人/年	7 人/年
④ 盲ろう者向け通訳・介助員養成	₹ 		
実養成講習修了者数	7 人/年	7 人/年	7 人/年
(9) 移動支援事業	·	·	·
利用者数	328 人/月	317 人/月	306 人/月
利用時間数	4,351 時間/月	4,212 時間/月	4,077 時間/月
(10) 地域活動支援センター*事業	·r		T
実施箇所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所
実利用者数	225 人/月	221 人/月	217 人/月
(11) 権利擁護支援事業			
障害者虐待防止対策支援事業	実施	実施	実施
(12) 就業・就労支援事業			
① 知的障害者職親委託事業			
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
利用者数	1 人/月	1 人/月	1 人/月
② 就業促進・安定化事業	実施	実施	実施

事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(13) 日常生活支援事業		13 111 1 122	13 111 1 122	1
1 福祉ホーム事業				
実施箇所数		4 箇所	4 箇所	4 箇所
利用者数		14 人/月	14 人/月	14 人/月
② 訪問入浴サービス	 ス事業			
実施箇所数		4 箇所	4 箇所	4 箇所
利用者数		15 人/月	15 人/月	15 人/月
③ 宿泊訓練事業				
実施箇所数		2 箇所	2 箇所	2 箇所
④ 日中一時支援事業	*			
日中短期入所事業				
実施箇所数		17 箇所	17 箇所	17 箇所
利用者数		93 人/月	92 人/月	91 人/月
タイムケア事業				
実施箇所数		8 箇所	8 箇所	8 箇所
利用者数		185 人/月	198 人/月	211 人/月
⑤ ろうあ相談室設置	置事業			
相談件数		11,797件/年	12, 104 件/年	12,419件/年
⑥ 小規模通所施設	支援事業	実施	実施	実施
(14) 社会参加支援事業				
① スポーツ・レク	Jエーション教室 			
利用者数	Co -t- vite	400 人/年	400 人/年	400 人/年
② 文化芸術活動振頻	興事業	100 1/5	100 1 /F	100 1/5
利用者数	± 2∨ /= ± + V	100 人/年	100 人/年	100 人/年
③ 点字・声の広報等	养 発行事業	175 1 /5	175 1 / =	175 1/5
利用者数	50.48 - 36.45 - 建叶·	175 人/年	175 人/年	175 人/年
4 自動車運転免許耳	以何。以道賀即原	I	99 44 /左	99 44 /左
利用件数	ᆂᄖᆉᄼᆇᇷᄜ	23 件/年	23 件/年	23 件/年
(5) 知的障害者·障害 (字 版 節 形 数)	5冗任云梦加助原	T	9 姓記	9 ᄷ託
実施箇所数	、プル ポ 重要	3 箇所	3 箇所	3 箇所
⑥ 障害者ガイドマ・		実施 実施 /年	実施	実施
⑦ リフトバス利用	自以以事表	6 件/年	6 件/年	6 件/年

◆ サービス見込量における推計方法

- (1) 理解促進研修・啓発事業:継続的に実施します。
- (2) 自発的活動支援事業:継続的に実施します。
- (3) 相談支援事業
 - ① 障害者相談支援事業:令和5年度に地域相談窓口を1箇所増やします。
 - ② 基幹相談支援センター等機能強化事業:継続的に実施します。
 - ③ 障害児等療育支援事業:第5期計画実績の実施箇所数を維持します。
- (4) 成年後見制度*利用支援事業:第5期計画における実績を考慮し、実利用件数を見 込みます。
- (5) 成年後見制度*法人後見支援事業:受託者との協議を進め、令和5年度の実施を 見込みます。
- (6) 意思疎通支援事業
 - ① 意思疎通支援事業
 - **手話通訳者派遣事業**:第5期計画における実績を考慮し、実利用件数を見込みます。
 - **要約筆記者派遣事業**:第5期計画における実績を考慮し、実利用件数を見込みます。
 - **盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業**:第5期計画における実績を考慮し、実利用件数を見込みます。
 - ② 手話通訳設置事業:第5期計画における実績を考慮し、相談件数を見込みます。
- (7) 日常生活用具給付事業
 - ①~⑥ 日常生活用具給付事業:第5期計画における実績を考慮し、利用件数を見込みます。
- (8) 意思疎通支援者養成研修事業
 - ① **手話通訳者養成研修事業**:第5期計画における実績を考慮し、修了者数を維持します。
 - ② **手話奉仕員養成研修事業**:第5期計画における実績を考慮し、修了者数を維持 します。
 - ③ **要約筆記者養成研修事業**:第5期計画における実績を考慮し、修了者数を維持します。
 - ④ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業:第5期計画における実績を考慮し、 修了者数を維持します。
- (9) **移動支援事業**:第5期計画における実績を考慮し、利用者数・利用時間数を見込みます。

- (10) 地域活動支援センター*事業:第5期計画における実績を考慮し、実施箇所数・ 利用者数を見込みます。
- (11) 権利擁護支援事業
 - 障害者虐待防止対策支援事業:継続的に実施します。
- (12) 就業・就労支援事業
 - ① 知的障害者職親委託事業:第5期計画における実績を考慮し、実施箇所数・利 用者数を見込みます。
 - ② 就業促進・安定化事業:継続的に実施します。
- (13) 日常生活支援事業
 - ① 福祉ホーム事業:第5期計画における実績を考慮し、実施箇所数・利用者数を 見込みます。
 - ② **訪問入浴サービス事業**:第5期計画における実績を考慮し、実施箇所数・利用 者数を見込みます。
 - ③ 宿泊訓練事業:継続的に実施します。
 - 4 日中一時支援事業
 - 日中短期入所事業:第5期計画における実績を考慮し、実施箇所数・利用者 数を見込みます。
 - ・ タイムケア事業:第5期計画における実績を考慮し、実施箇所数・利用者数を見込みます。
 - ⑤ **ろうあ相談室設置事業**:第5期計画における実績を考慮し、相談件数を見込みます。
 - ⑥ 小規模通所施設支援事業:継続的に実施します。

(14) 社会参加支援事業

- ① スポーツ・レクリエーション教室開催等事業:第5期計画における実績を考慮 し、利用者数を見込みます。
- ② 文化芸術活動振興事業:第5期計画における実績を考慮し、利用者数を見込みます。
- ③ **点字・声の広報等発行事業**:第5期計画における実績を考慮し、利用者数を見込みます。
- ④ 自動車運転免許取得・改造費助成事業:第5期計画における実績を考慮し、利用件数を見込みます。
- ⑤ 知的障害者・障害児社会参加助成事業:第5期計画における実績を考慮し、実施箇所数を見込みます。
- **⑥ 障害者ガイドマップ作成事業**:継続的に実施します。
- ⑦ リフトバス利用者助成事業:第5期計画における実績を考慮し、利用件数を見込みます。

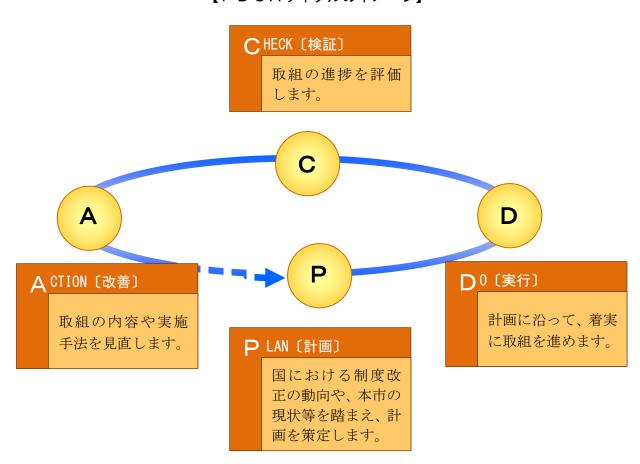
第7章 計画の推進体制

計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、その進行を管理していくとともに、事後の検証を行える体制を整える必要があります。

このため、計画策定後は、姫路市として少なくとも年1回は計画の分析・中間評価を実施し、「PDCAサイクル*」による進行管理を行うとともに、姫路市地域自立支援協議会*にその状況を報告し、意見を聴くこととします。

また、令和3年度(2021年度)以降においても、各種制度の周知、市民意識の向上を図るとともに市民ニーズ*の把握に努め、当該計画期間中に障害者福祉に関する施策に係る新たな行政需要が生じたときは、本計画において重点施策として設定していない場合も、できる限り柔軟に対応することとします。

【PDCAサイクルのイメージ】



資料

資料1

計画策定の歩み

1 計画策定のスケジュール

年月日	項目	内容
令和2年 1月8日~ 1月31日	姫路市障害者等実 態意向調査、姫路市 障害福祉サービス 事業所等実態意向 調査	・障害福祉に関する市民及び障害福祉サービス事業所等の意識を把握するためのアンケートを実施
8月7日	第1回姫路市障害 福祉推進計画策定 会議	・現行計画の実績について報告 ・実態意向調査の結果について報告 ・新たな計画の策定に当たって検討
9月25日	第2回姫路市障害 福祉推進計画策定 会議	・計画の基本的な考え方について検討 ・重点目標・重点施策について検討
11月10日	第1回障害福祉計画ワーキング部会*	・重点目標の具体的な取組について検討 ・施策体系について検討
11月27日	第3回姫路市障害 福祉推進計画策定 会議	・第2回策定会議の主な意見等への対応状況 について報告 ・施策体系について検討 ・障害福祉計画・障害児福祉計画数値目標等 について検討
12月下旬~ 1月下旬 (予定)	パブリック・コメン ト手続*	・計画の中間取りまとめ(案)について市民 意見を募集
2月中旬~ 下旬 (予定)	第4回姫路市障害 福祉推進計画策定 会議	・パブリック・コメント手続*の結果について報告・計画の最終取りまとめ(案)について検討

2 姫路市障害福祉推進計画策定会議

(1) 委員名簿

(敬称略、順不同)

要領上の 位置付け	氏 名	肩書等	備考
冷 並奴	安田 美予子	関西学院大学人間福祉学部 教授	座長
学識経験者	萬代 由希子	関西福祉大学社会福祉学部 准教授	副座長
市議会議員	山口 悟	姫路市議会厚生委員会 副委員長	
医療関係者	知原 秀弥	姫路市医師会 副会長	
	名倉 重喜	兵庫県身体障害者支援施設協議会 監事	
短机眼核 类	灘 一善	兵庫県知的障害者施設協会	
福祉関係者	齋藤 保子	姫路作業所連絡会	
	河原 正明	姫路市地域自立支援協議会 会長	
	吉田 善太郎	姫路市身体障害者福祉協会 事務局長	
障害者団体	山田 直恵	姫路地区手をつなぐ育成会 理事長	
の代表者	松尾。享	姫路市精神保健福祉連合会 理事長	
	田塚 照之	姫路市難病団体連絡協議会 副代表	
企業関係者	西井 健滋	姫路商工会議所 事務局次長兼総務部長	
公募による	草津 良	公募市民	
市民	鍬田 春奈	公募市民	
行政関係者	犬伏 左千	兵庫県姫路こども家庭センター 育成支援課長	

(2) 姫路市障害福祉推進計画策定会議開催要領

1 趣旨

この要領は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「障害者福祉計画」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に規定する市町村障害福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。)の策定に当たり、学識経験者及び障害福祉に関わる者等から広く意見を求めるための姫路市障害福祉推進計画策定会議(以下「策定会議」という。)の開催について必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

策定会議は、次の事項について意見を交換するものとする。

- (1) 姫路市の障害福祉の現状及び課題
- (2) 障害者福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に掲げる施策又は事業
- (3) 障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (4) 各年度における指定障害福祉サービス、指定障害児通所支援、指定計画相談支援 、指定障害児相談支援、指定地域相談支援等の種類ごとの必要な量の見込み
- (5) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (6) その他障害者福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に必要な事項

3 参加者

策定会議は、次に掲げる者の中から市長が指名する20名以内の者をもって開催する

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 障害者団体の代表者
- (4) 医療関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 企業関係者
- (7) 公募市民
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他障害福祉に関わる者

4 意見の取扱い

市長は、障害者福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定において、策定会議で表明された意見を参考とするものとする。

- 5 座長、副座長 市長は、策定会議の進行を行わせるため座長及び副座長を置くことができる。
- 6 庶務 策定会議の庶務は、健康福祉局保健福祉部障害福祉課において処理する。
- 7 補則 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
- 1 この要領は、令和2年1月9日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年3月31日をもってその効力を失う。

資料2

姫路市障害者等実態意向調査結果、姫路市障害福祉サービス事業所等実態意向調査結果(抜粋)

◆ 調査概要

1 調査対象

区 分	調査対象
①障害者	令和元年 12 月 1 日現在、市内にお住まいの障害のある方で 18 歳以上の方
②障害児	令和元年 12 月 1 日現在、市内にお住まいの障害のある方で 18 歳未満の方
③障害福祉サービス 事業所等	令和元年 12 月 1 日現在、市内に所在する障害福祉サービス事業 所等

2 調査期間

令和2年1月8日~令和2年1月31日

3 回収結果

区分	配布数	有効回答数	有効回収率
①障害者	3,160件	1,674件	53.0%
②障害児	790 件	330 件	41.8%
③障害福祉サービス事業所等	300 件	211 件	70.3%
合 計	4,250件	2,215件	52.1%

◆ 調査結果(抜粋)

【障害者】

1 障害者手帳の所持及び発達障害・難病の診断(重複障害の有無)

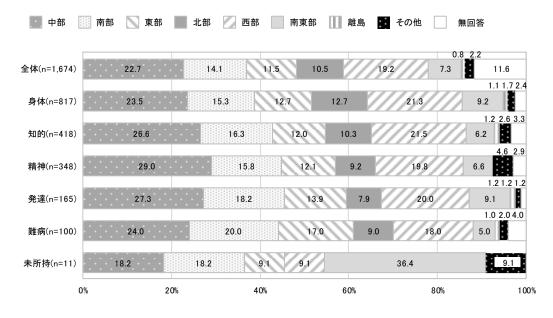
「身体障害者手帳」の割合が 48.8%と最も高く、次いで「療育手帳」の割合が 25.0%、「精神障害者保健福祉手帳」の割合が 20.8%となりました。

%

								単位
区分	有効回答件数(件)	身体障害者手帳	療育手帳	手帳	発達障害の診断	難病の診断	手帳は持っていない	無回答
全体	1,674	48.8	25. 0	20.8	9. 9	6. 0	0. 7	11.1
身体	817	100.0	4. 3	5. 0	2. 8	8.8	0.6	-
知的	418	8. 4	100.0	7. 7	26.8	4.8	-	-
精神	348	11.8	9. 2	100.0	17. 5	4. 3	0.3	-
発達	165	13. 9	67. 9	37. 0	100.0	7. 3	-	-
難病	100	72.0	20.0	15.0	12.0	100.0	1. 0	
手帳未所持	11	45. 5	_	9. 1	_	9. 1	100.0	-

2 現在の居住地区

「中部」の割合が22.7%と最も高く、次いで「西部」の割合が19.2%、「南部」の割合が14.1%となりました。



3 介助を誰から受けているかについて

「家族や親戚から介助を受けている」の割合が37.5%と最も高く、次いで「介助を受ける必要がない」の割合が25.9%、「ホームヘルパーなどの派遣介護人に頼んでいる」の割合が8.6%となりました。

単位:%

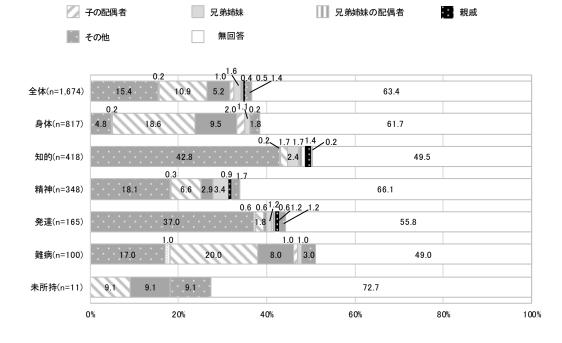
区分	有効回答件数(件)	いる家族や親戚から介助を受けて	などから介助を受けている近所の人、友人、ボランティア	護人に頼んでいるボームヘルパーなどの派遣介	介助を受ける必要がない	介助は必要だが受けていない	その他	無回答
全体	1,674	37. 5	2.2	8. 6	25. 9	5. 3	3. 9	16. 4
身体	817	38. 9	2. 1	9. 4	29. 9	5. 8	4. 2	17.6
知的	418	52. 4	2. 2	9. 3	23. 2	4. 3	2. 9	14.6
精神	348	35. 9	3. 7	11.8	28. 7	8. 3	5. 7	13.5
発達	165	47. 9	1.8	7. 9	31. 5	8. 5	1. 2	10.3
難病	100	53.0	3.0	20.0	27. 0	7. 0	2. 0	7. 0
手帳未所持	11	18. 2	-	18. 2	54. 5	-	-	9. 1

4 主な介助者について

父母

「父母」の割合が 15.4% と最も高く、次いで「配偶者」の割合が 10.9%、「子」の割合が 5.2% となりました。

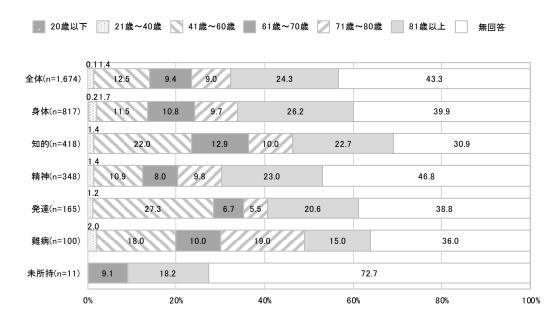
祖父母



配偶者

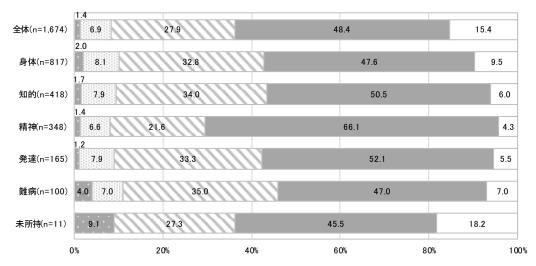
5 主な介助者の年齢

「81 歳以上」の割合が 24.3%と最も高く、次いで「41 歳~60 歳」の割合が 12.5%、「61 歳~70 歳」の割合が 9.4%となりました。



6 障害者差別解消法を知っているかについて

「聞いたことがない」の割合が 48.4%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、 内容までは知らない」の割合が 27.9%となりました。



7 相談等に関して、今後充実を望むことについて 「身近な地域での障害に関する相談ができるところの充実」の割合が 36.7%と最も 高く、次いで「福祉制度全般について相談できるところの充実」の割合が 27.8%、 「障害専門の医療機関の充実」の割合が24.3%となりました。 単位:%

区分	有効回答件数(件)	ころの充実関する相談ができると身近な地域での障害に	実相談できるところの充福祉制度全般について	充実で害専門の医療機関の	関の充実身近な地域での医療機	の構築 教育機関等の協力体制 医療機関、福祉施設、	供の充実障害についての情報提	その他	無回答
全体	1,674	36.7	27.8	24.3	22.5	17.1	19.5	3.7	4.7
身体	817	38.3	28.2	24.2	26.4	15.3	20.8	3.2	27.3
知的	418	41.9	32.1	31.6	19.4	26.8	19.9	4.3	18.2
精神	348	44.5	34.2	28.4	24.1	21.0	22.1	6.0	16.7
発達	165	46.7	34.5	30.9	23.6	24.8	24.8	3.6	19.4
難病	100	43.0	35.0	33.0	29.0	23.0	20.0	3.0	22.0
手帳未所持	11	36.4	36.4	-	36.4	9.1	9.1	9.1	27.3

【障害児】

8 所持する障害者手帳等の状況

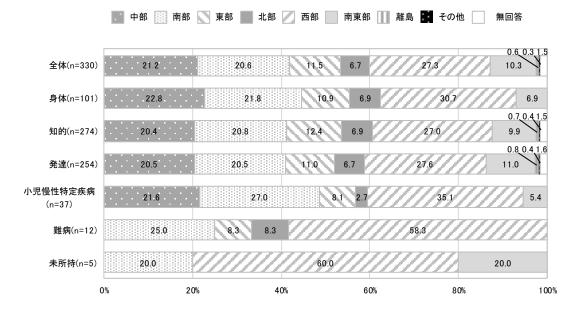
「療育手帳」の割合が83.0%と最も高く、次いで「発達障害の診断」の割合が77.0%、「身体障害者手帳」の割合が30.6%となりました。

単位:%

区分	有効回答件数(件)	身体障害者手帳	療育手帳	発達障害の診断	診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	難病の診断	手帳未所持	無回答
全体	330	30.6	83.0	77. 0	11.2	3.6	1.5	56. 1
身体	101	100.0	54. 5	50. 5	32.7	6. 9	ı	-
知的	274	20. 1	100.0	84. 3	8.8	3.6	ı	-
精神	254	20. 1	90.9	100.0	8.3	4. 3	0.8	-
発達	37	89. 2	64. 9	56.8	100.0	16.2	ı	-
難病	12	58. 3	83. 3	91. 7	50.0	100.0		_
手帳未所持	5	-	-	40.0	-	-	100. 0	_

9 現在の居住地区

「西部」の割合が27.3%と最も高く、次いで「中部」の割合が21.2%、「南部」の割合が20.6%となりました。



10 今後充実を望むことについて

「障害への知識と理解のある教育の充実」の割合が 42.2%と最も高く、次いで「障害について専門的な相談ができるところの充実」の割合が 39.4%、「障害専門の医療機関の充実」の割合が 30.9%となりました。

単位:%

区分	有効回答件数(件)	できるところの充実障害について専門的な相談が	きるところの充実福祉制度全般について相談で	障害専門の医療機関の充実	実身近な地域での医療機関の充	乳幼児への定期健診の充実	育の充実障害への知識と理解のある教
全体	330	39.4	24.8	30.9	15.2	2.1	42.4
身体	101	31.7	25.7	40.6	18.8	1.0	30.7
知的	274	40.9	26.6	31.4	15.0	2.2	42.0
精神	254	42.1	24.8	31.1	13.8	2.0	42.5
発達	37	27.0	27.0	37.8	16.2	2.7	32.4
難病	12	16.7	8.3	25.0	25.0	-	33.3
手帳未所持	5	40.0	_	_	_	-	60.0
-							
区分	アドバイス園、学校等への専門家からの保育所、幼稚園、認定こども	関等の協力体制の構築医療機関、福祉施設、教育機	実についての情報提供の充	の充実 どでの悩みや不安の相談窓口児童相談所や保健センター な	れる体制づくり学校内で医療的ケアが受けら	その他	無回答
区分	ドバイス、学校等への専門家から育所、幼稚園、認定こど	等の協力体制の構築療機関、福祉施設、教育	害についての情報提供の	充実での悩みや不安の相談窓童相談所や保健センター	る体制づくり校内で医療的ケアが受け	の	回
	ドバイス、学校等への専門家からの育所、幼稚園、認定こども	等の協力体制の構築療機関、福祉施設、教育機	害についての情報提供の充	充実での悩みや不安の相談窓口童相談所や保健センター な	る体制づくり校内で医療的ケアが受けら	他	回 答
全体	ドバイス 、学校等への専門家からの 23.3	等の協力体制の構築 29.4	害についての情報提供の充 15.2	充実での悩みや不安の相談窓口11.811.811.8	る体制づくり 校内で医療的ケアが受けら 17.3	の 他 3.6	9.1
全体 身体	ドバイス ・学校等への専門家からの 23.3 19.8	等の協力体制の構築 療機関、福祉施設、教育機 4 .6 .88	害についての情報提供の充 15.2 9.9	充実11.8での悩みや不安の相談窓口11.88.98.9	る体制づくり 校内で医療的ケアが受けら 34.7	の 他 3.6 3.0	9.1
全体 身体 知的	ドバイス ・学校等への専門家からの 23.3 19.8 21.5	等の協力体制の構築 療機関、福祉施設、教育機 29.4 38.6 27.4	害についての情報提供の充 15.2 9.9 15.3	充実11.8での悩みや不安の相談窓口11.812.8	る体制づくり 17.3 34.7 14.6	の他 3.6 3.0 4.0	9.1 1.0 0.7
全体 身体 知的 精神	ドバイス ・ 学校等への専門家からの 23.3 19.8 21.5 24.0	等の協力体制の構築 整機関、福祉施設、教育機 29.4 38.6 27.4 28.7	害についての情報提供の充 15.2 9.9 15.3 15.4	充実11.8での悩みや不安の相談窓口11.812.813.0	る体制づくり 17.3 34.7 14.6 14.2	の他 3.6 3.0 4.0 3.5	9.1 1.0 0.7 1.2

11 日常生活に関して、今後充実を望むことについて

「障害に対する理解の促進や啓発」の割合が54.5%と最も高く、次いで「安心して遊べる機会、場の充実」の割合が51.2%、「電車、バス等の交通機関の充実」の割合が43.3%となりました。

単位:%

区分	有効回答件数(件)	関の充実電車、バス等の交通機	場の充実安心して遊べる機会、	どの活動の場の充実サークル、余暇活動な	進や啓発障害に対する理解の促	護者同士の交流障害の子どもを持つ保	参加の機会の確保地域の行事や活動への	その他	無回答
全体	330	43.3	51.2	32.7	54.5	31.5	8.5	2.1	4.2
身体	101	54.5	48.5	25.7	50.5	25.7	12.9	4.0	2.0
知的	274	43.1	52.6	33.2	54.7	31.8	7.7	2.2	0.7
精神	254	41.3	53.9	32.7	55.5	32.7	6.7	1.2	1.2
発達	37	51.4	45.9	16.2	62.2	21.6	13.5	5.4	_
難病	12	58.3	50.0	25.0	33.3	41.7	-	_	_
手帳未所持	5	20.0	60.0	20.0	80.0	60.0	-	_	_

【障害福祉サービス事業所等】

12 事業所に勤務する職員の年齢構成

「50 歳代」の人数が 1,058 人と最も多く、次いで「40 歳代」の人数が 863 人、「65 歳以上」の人数が 562 人となりました。

	回				人	数			
	答	2	3	4	5	6	6	合	平
	数	0	0	0	0	0	5	計	均
障害福祉サービス名等		歳	歳	歳	歳	S	歳		
		代	代	代	代	6	以		
		以				4	上		
		下				歳			
1 居宅介護	35	37	129	199	304	168	150	987	28.2
2 重度訪問介護	19	27	52	104	167	116	123	589	31.0
3 同行援護	11	4	14	29	86	41	31	205	18.6
4 行動援護	2	2	3	2	2	1	0	10	5.0
5 重度障害者等包括支援	1	4	9	9	5	8	2	37	37.0
6 療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
7 生活介護	34	58	99	158	101	41	45	502	14.8
8 短期入所	5	60	30	40	35	6	18	189	37.8
9 自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
10 自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
11 宿泊型自立訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
12 就労移行支援	10	10	11	18	5	7	4	55	5.5
13 就労継続支援(A型)	8	8	12	12	10	2	4	48	6.0
14 就労継続支援(B型)	32	14	40	66	70	13	14	217	6.8
15 就労定着支援	4	1	3	2	0	0	0	6	1.5
16 共同生活援助	11	6	8	33	23	21	42	133	12.1
17 施設入所支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
18 自立生活援助	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
19 計画相談支援	12	0	9	11	10	1	1	32	2.7
20 地域相談支援 (地域定着支援、地域移行支援)	1	0	1	1	1	1	0	4	4.0
21 障害児相談支援	4	0	3	3	4	1	0	11	2.8
22 児童発達支援	12	20	24	25	20	3	1	93	7.8
23 放課後等デイサービス	30	42	38	49	47	12	10	198	6.6
24 保育所等訪問支援	5	0	7	11	5	0	2	25	5.0
25 居宅訪問型児童発達支援	2	0	7	6	3	0	0	16	8.0
26 意思疎通支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
27 移動支援事業	10	11	28	79	153	100	111	482	48.2
28 地域活動支援センター	4	0	2	4	4	1	2	13	3.3
29 福祉ホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
30 訪問入浴サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
31 日中短期入所	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
32 タイムケア	3	6	0	2	3	1	2	14	4.7
合計	255	310	529	863	1,058	544	562	3,866	15.2

13 新規開設予定の障害福祉サービス等 新規事業の開設予定は 14 件となっています。回答件数が最も多いのは「共同生活援 助」の5件、次いで「就労継続支援(B型)」の4件となっています。

障害福祉サービス等名	回答数		令和	12年		令和3年	令和4年	令和5年
7 生活介護	1	10人 (南部)						
12 就労移行支援	1	10人 (市内)						
13 就労継続支援(A型)	1							20人 (市外)
14 就労継続支援(B型)	4	25人 (中部)	10人 (南部)	40人 (北部)		15人 (離島)		
16 共同生活援助	5	4人 (西部)	4人 (中部)	4人 (南部)	5人 (地域 不明)		20人 (西部)	
23 放課後等デイサービス	2	10人 (南部)	10人 (南部)					
合計	14		1	1		1	1	1

用語説明

用語	説明
<u>あ行</u>	
アクセスバリアフリー	主要な駅周辺等において、歩道やエレベーター等のバリ
	アフリーやアクセス道路の整備等を行うことにより、公共
	交通機関のアクセスの利便性を図ること。
医療的ケア	喀痰吸引や経管栄養、圧迫導尿等の医療的な処置を日常
	的に必要とする障害のある人に対し、看護師や保健師が医
	師の指示に従い行う援助。平成24年(2012年)4月から介
	護福祉士及び研修を受けた介護職員等が一定の条件の下
	に痰吸引等の簡易な医療行為を実施できることとなった。
インクルージョン(イ	包括(包括した)、包含(包含した)という意味。教育で
ンクルーシブ)	は障害の有無に関わらず、同じ教室で共に学び活動を行う
	ことをインクルーシブ教育と呼ぶ。
NPO	ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的
	としない団体の総称。このうち、NPO法人とは、特定非営利
	活動促進法 (NPO法) に基づき法人格を取得した法人の一般
	的総称。
か行	
学習障害 (LD)	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、
	書く、計算するなどの能力のうち特定のものの習得と使用
	に著しい困難がある障害。
基幹相談支援センター	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職
	員を配置することや、地域における相談支援事業者等に対す
	る専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた
	取組等を実施する。
高次脳機能障害	脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の
	発症の事実が確認されており、現在、日常生活又は社会生
	活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、
	遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である障
	害。
行動障害支援センター	強度行動障害等に関し、その対応に苦慮している旨の相
「のぞみ」	談などを受け、支援者と協力し、原因や特性分析を行い、
	助言や対応方法の検討を行う機関。
さ行	
災害時要援護者地域支	姫路市において、災害時要援護者対策を進めるために、
援協議会	各地域において自主防災会を中心に設立された組織。自主
	防災会のほか、民生委員・児童委員、消防団、社協支部等
	により構成され、災害時要援護者の把握や、地域の実情に
	応じた支援体制づくりに取り組む。

用語	説明
自閉症	3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難
	さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこ
	だわることを特徴とする行動の障害。
障害者基本法	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的
	人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるも
	のであるとの理念に則り、障害のある人のための施策の基
	本となる事項等を定めることで、施策を総合的かつ計画的
	に推進するための法律。平成25年(2013年)6月に改正。
障害者虐待の防止、障	障害のある人に対する虐待の禁止等に関する国等の責
害者の養護者に対する	務、虐待を受けた障害のある人に対する措置、養護者によ
支援等に関する法律	る障害者虐待の防止のための措置等を定めた法律。平成24
(障害者虐待防止法)	年(2012年)10月に施行。
障害者虐待防止センタ	障害のある人の虐待の防止、虐待を受けた障害のある人
_	の保護等のため、障害のある人や養護者に対して相談、指
	導、助言等を行う市町村が設置する機関。
障害者権利条約	全ての障害のある人によるあらゆる人権及び基本的自由
	の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保し、並び
	に障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するための人権
	条約。日本は平成26年(2014年)1月に批准。
障害者週間	平成16年(2004年)の障害者基本法の改正により、障害
	者福祉への関心と理解を深めるとともに、障害のある人が
	積極的に社会に参画する意欲を高めることを目的として
	定められた週間。期間は12月3日から12月9日までの1週
manda to to to to to to	間。
障害者自立支援法	身体・知的・精神の三障害共通の仕組みの下で障害のあ
	る人の地域生活を支援するための法律。平成18年(2006年)
	に施行。平成22年(2010年)の改正により、発達障害*が法
	の対象となることを明確化するとともに、相談支援や障害
	児支援の充実が図られることとなった。平成25年(2013年)
	4月に法律の名称が障害者総合支援法へ改正。
障害福祉サービス等の	障害のある人への意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき
提供に係る意思決定支	れるための基本的考え方で安勢、方伝、配慮されるへき 事項等を整理し、障害福祉サービス事業者等がサービス
援ガイドライン 	事項寺を登座し、障害価値リーに入事業有寺がリーに入 を提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを
	を促供する時に必要とされる息芯体足叉後の性組みを 示し、もって障害者の意思を尊重した質の高いサービス
	がし、もうで障害者の息心を导重した真の同いりっとへ の提供に資することを目的とするもの。
 障害者の日常生活及び	障害者自立支援法の名称を変更し、制度の谷間を埋める
社会生活を総合的に支	できる自立文後伝の名称を変更し、耐度の各間を達める べく、難病等を障害の範囲に加えるなど、共生社会の実現
援するための法律(障害	に向けて平成25年(2013年) 4月に施行された法律。
者総合支援法)	1977/ C PADO (BOTO) エノコ(CNE 1 C 4 0 / CIA 中。
1日110日入11月1日	

用語	説明
障害福祉計画ワーキン	姫路市地域自立支援協議会*に位置付けられる部会のう
グ部会	ちの一つであり、姫路市障害者福祉計画及び姫路市障害福
	祉計画に関する意見陳述等を行うもの。
障害を理由とする差別	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人
の解消の推進に関する	格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、
法律(障害者差別解消	障害を理由とする差別の解消を推進することを定めた法
法)	律。平成28年(2016年) 4 月施行。
障害者差別解消の推進	障害者差別解消の推進に向け、障害者差別解消法の趣旨や制
に関する姫路市職員対	定に至った経緯、姫路市の職員として取り組むべき姿勢を示す
応ガイドライン	もの。
情報アクセシビリティ	高齢者、障害のある人等が円滑に情報を取得・利用でき
meta sile at a temperatura i i.	るように、情報提供の充実等を図ること。
職業能力開発校	職業能力開発促進法に基づく職業能力開発施設。就業を
	求める人等に対して、就職に必要な知識、技術を習得する
	ための職業訓練を行う。
職業自立センターひめ	姫路市を中心とする中播磨地域において、障害のある人
L C	の職業相談、就労の場の確保と安定した職業生活に向けて
	の支援、企業に対する啓発等を行い、雇用促進を図る機関。
身体障害者補助犬	身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、盲導犬、
	介助犬、聴導犬を言う。公共施設や公共交通機関等を利用
	する場合に同伴することができる。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分で
	ない人のために、本人に代わって財産管理や契約等を行う
	成年後見人等を家庭裁判所が選任することによって、本人
	を保護、支援する制度。
総合福祉会館	平成31年4月に供用開始。本市の地域福祉の中核的拠点
	として、福祉に関する支援を必要とする者への相談支援を
	行うとともに、地域福祉を支える担い手の交流および連携
	を推進し、市民の福祉の向上を図る。

た行

第三者評価	利用者等への情報提供を行うとともにサービスの質の 向上を図るため、事業者や利用者でない第三者が事業者の 運営やサービスの評価を行うこと。
地域活動支援センター	障害のある人に対して、通所により、創作的活動や生産 活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行う施 設。
地域子育て支援拠点事 業	地域の子育て家庭に対して、育児不安などの相談支援や 遊びの場の提供などを行うもの。

用語	説明
地域相談窓口	地域ごとに設置している窓口であり、障害者等からの相談
	に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービ
	スの利用支援等、必要な支援等を行う。相談支援専門員が配
	置されている。
注意欠如多動性障害	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を
(ADHD)	特徴とし、社会的な活動や学業の習得、対人関係等に支障
	をきたす行動の障害。
特別支援学級	学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中
	等教育学校に、教育上の特別な支援を必要とする幼児児童
	生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服す
	るための教育を行う学級。
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主
	体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生
	徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高
	め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な
	指導及び必要な支援を行う教育。平成19年(2007年)4月
	から学校教育法に位置付けられた。
特別支援教育コーディ	特別な教育ニーズのある子どもや保護者に対し適切な
ネーター	支援を行うため、保護者や関係機関に対する学校の窓口と
	なる教員。学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との
	連絡調整役としての役割を担う。幼稚園、小・中学校に1
	名以上指名されている。
トライアル雇用	事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障
	害のある人が実践的な能力を取得し、常用雇用へ移行する
	ための短期間の試行雇用。

な行

日中活動系サービス	障害者総合支援法の福祉サービスの一分類で、主として
	昼間に施設において提供されるサービスの総称。
ノーマライゼーション	障害のある人に対して通常の生活条件を提供し、障害の
	ない人と対等・平等にいきいきと生きることができる社会
	を目指すという理念。

は行

発達支援コーディネー	特別な保育ニーズのある子どもや保護者に対し適切な
ター	支援を行うため、保護者や関係機関に対する保育所・認定
	こども園の窓口となる保育士や保育教諭。保育所・認定こ
	ども園内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整
	役としての役割を担う。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、
	学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これ
	に類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢に
	おいて発現するもの。(発達障害者支援法*の定義による。)

用語	説明
発達障害者支援法	発達障害の早期発見や発達支援、学校教育における支
	援、発達障害のある人の就労の支援等について定めた法
	律。平成24年(2012年)8月に改正。
パブリック・コメント	市が施策に関する計画等を立案する過程で、その計画等
手続	の趣旨、内容等の必要事項を公表し、これらについて提出
	された市民等の意見や情報を考慮して意思決定を行い、意
	見等に対する市の考え方を公表する一連の手続。
ピアカウンセリング	障害のある人が、自らの体験に基づいて、他の障害のあ
	る人の相談に応じ、問題の解決を図る活動。
ひめじ健康プラン	健康増進法に基づき、姫路市における市民主体の健康づ
	くりの推進と地域保健医療施策の充実のため、生涯を通じ
	たライフステージ*ごとの保健医療対策や健康危機管理体
	制等に関する取組を示した計画。
姫路市教育振興基本計	教育基本法に基づき、姫路市における教育振興のための
画	施策を示した基本計画。
姫路市高齢者保健福祉	姫路市において、老人福祉法に基づき、老人居宅生活支
計画及び姫路市介護保	援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に
険事業計画	関する取り組みを示した計画と、介護保険法に基づき、介
	護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する取
	り組みを示した計画を、一体的に策定した計画。
姫路市子ども・子育て	子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に
支援事業計画	基づき、姫路市における教育・保育の提供体制の確保、地
	域子ども・子育て支援事業の実施に関する取り組みを示し
	た計画。
姫路市手話言語条例	手話の理解と普及の促進、手話を使用しやすい環境づく
	りを進めるため、「手話は言語である」という認識に基づ
	き、基本理念や市の責務、市民の役割、事業者の役割など
	を定めた条例。平成29年(2017年)4月施行。
姫路市成年後見支援セ	姫路市における成年後見制度*の普及啓発等を図るた
ンター	め、平成26年(2014年)10月から事業を開始。
姫路市総合計画	令和3年度(2021年度)を初年度とし、令和12年度(2030
	年度)を目標年度とする姫路市の行政運営の指針となる計
	画。都市づくりの長期的かつ基本的な方向性を示す。
姫路市地域自立支援協	姫路市における相談支援事業をはじめとする地域の障
議会	害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果
	たす定期的な協議の場。障害のある人、相談支援事業者、
	障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関
	係機関、地域ケアに関する学識経験者等が参画している。
姫路市地域福祉計画	社会福祉法に基づき、福祉に関する横断的かつ総合的な
	施策を推進し、市民が住み慣れた地域で安心して生活でき
	る福祉社会の実現を目指すための計画。

用語	説明
福祉サービス利用援助	都道府県の社会福祉協議会を実施主体として、高齢者や
事業	知的障害・精神障害のある人など、判断能力が十分でない
	人に対し、在宅での生活を支援するために、福祉サービス
	の利用手続や日常的な金銭管理などの支援を行う事業。
福祉的就労	福祉施設での授産就労等を、一般企業での雇用就労と対
	比して表現したもの。
福祉避難所	災害時に、介助や見守りなど特別な支援を必要とする高
	齢者や障害のある人等が安心して避難生活を送ることが
	できるよう、指定避難所での避難生活が長期化する恐れが
	あるときに開設する二次的避難所。
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスを実施するに当たって必要とな
ガイドライン	る基本的事項について厚生労働省が定めたもの。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」において事業主
	に対し義務付けられる障害者雇用の最低比率のこと。
訪問系サービス	障害者総合支援法の給付体系の一分類。主に、障害のあ
	る人の住宅にヘルパーが訪問して提供されるサービスの
	総称。

ま・や・ら・わ行

ユニバーサルデザイン	障壁を取り除くことを目指すバリアフリーの概念をさ
	らに進めて、年齢や障害の有無等に関わらず、最初から全
	ての人が使いやすいように配慮されたデザインのこと。
ライフステージ	乳幼児期・学齢期・青年期・壮年期・高齢期など人間の
	一生をいくつかの段階に分ける考え方。
リハビリテーション	疾病や障害によって失った生活機能の回復を図るため
	の専門的技術及び体系のこと。医学的分野のほか、心理的、
	職業的、社会的分野にいたるまで、幅広い内容があり、社
	会的自立と通常の市民生活の享受を最終的な目標とする。
利用者支援事業	子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設等の
	利用に当たっての相談、利用支援・援助等を行う事業。「基
	本型」と「特定型」が存在する。
レスパイトケア	障害のある人を介護している家族が一時的に介護から
	離れることによって、日頃の心身の疲労を回復し、休息で
	きるようにすること。

姫路市障害福祉推進計画 令和3年(2021年)3月

■発行/姫路市 健康福祉局 保健福祉部 障害福祉課 〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 TEL (079)221-2454 FAX (079)221-2374

姫路市障害福祉推進計画 令和3年(2021年)3月

■発行/姫路市 健康福祉局 保健福祉部 障害福祉課 〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 TEL (079)221-2454 FAX (079)221-2374